

令和元年 第2回定例会 第1回臨時会

喜界町議会議録

令和元年6月3日 開会

令和元年6月10日 閉会

令和元年7月5日 開会

令和元年7月5日 閉会

喜 界 町 議 会

令和元年第2回定例会会議録目次

第1号（6月3日）（月曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	7
1. 良岡理一郎議員	7
【会計年度任用職員制度について】	
【早町港待合室の設備について】	
【基金について】	
【イヌ、ネコ対策について】	
2. 里村忠弘議員	26
【農業振興について】	
【屠畜場の施設の改善について】	
3. 野間弘也議員	32
【観光業の振興について】	
【行事やイベント、会議の見直しについて】	
4. 榮 優太議員	40
【多目的運動公園の整備について】	
【公園整備について】	
【通学路の外灯や安全対策について】	
1、承認第1号～9号上程	52
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、承認第10号～13号上程	55
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、報告第3号～8号上程	57
(町長報告)	
1、同意第2号上程	58
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第27号～29号上程	59
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、議案第30号上程	61
(提案理由説明、質疑、委員会付託)	
1、陳情第5号上程	61
(委員会付託)	

1、散 会	62
第2号（6月10日）（月曜日）	
1、開 議	65
1、各常任委員長報告 （議案第27号）	65
1、産業福祉常任委員長報告 （議案第28号～30号）	69
1、総務文教常任委員長報告 （陳情第5号）	71
1、発委第1号上程 （質疑、討論、採決）	72
1、議員派遣の件について	73
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	73
1、閉 会	74

令和元年第1回臨時会会議録目次

第1号（7月5日）（金曜日）	
1、開 会	81
1、開 議	81
1、会議録署名議員の指名	81
1、会期の決定	81
1、議案第31号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	81
1、議案第32号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	82
1、議案第33号上程 （提案理由説明、質疑、討論、採決）	83
1、閉 会	85

令和元年第 2 回喜界町議会定例会

令和元年 6 月議会

令和元年第2回喜界町議会定例会会期日程

6月3日開会～6月10日閉会 会期8日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
6	1	⊕			
	2	Ⓜ			
	3	月	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	4	火	本会議	予備日	
	5	水	各常任委員会	付託議案審査	
	6	木	休 会		
	7	金	休 会		
	8	⊕	休 日		
	9	Ⓜ	休 日		
	10	月	最終本会議	委員長報告・他	
	11	火			
	12	水			

令和元年第 2 回喜界町議会定例会

令和元年 6 月 3 日

(第 1 日)

令和元年第2回喜界町議会定例会

令和元年6月3日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【会計年度任用職員制度について】

【早町港待合室の設備について】

【基金について】

【イヌ、ネコ対策について】

2. 里村忠弘君

【農業振興について】

【屠畜場の施設の改善について】

3. 野間弘也君

【観光業の振興について】

【行事やイベント、会議の見直しについて】

4. 榮 優太君

【多目的運動公園の整備について】

【公園整備について】

【通学路の外灯や安全対策について】

○日程第5 承認第1号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

○日程第6 承認第2号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○日程第7 承認第3号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○日程第8 承認第4号 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○日程第9 承認第5号 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

- 日程第10 承認第6号 平成30年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第11 承認第7号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第12 承認第8号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第13 承認第9号 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第14 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 承認第11号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第16 承認第12号 喜界町奨学金基金条例の専決処分について
- 日程第17 承認第13号 喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第18 報告第3号 介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 報告第4号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第20 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第21 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）
- 日程第22 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
- 日程第23 報告第8号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 日程第24 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第25 議案第27号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第28号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第29号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
税 務 課 長	岩松 利和君	保健福祉課長	吉行 進君
農業振興課長	武藤 裕和君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	喜界分署長	松元 秀雄君
行政管理監	中村 幸雄君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。ただいまから、令和元年第2回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、榮 哲治君及び生駒 弘君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10日までの8日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの8日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告をいたします。7点ございます。

1点目、平成31年4月11日、奄美市において大島郡町村議会議長事務局長合同会が開催されました。内容は、4月から8月までの当面の行事予定、5月15日に龍郷町で開催されました第62回奄美群島市町村議員大会次第の決定と、自治功労者表彰の名簿の確認、各地区議長会提出議題の確認が主なもので、龍郷町副会長提案議題は、龍郷町の要望で主要地方道路名瀬竜郷線の秋名大熊バイパスの早期着工についてとなっております。大会当日に採択されております。

2点目、4月の24日、鹿児島市で去る4月の19日に逝去されました保岡興治前衆議院議員の告別式が、自由民主党並びに保岡家の合同葬でとり行われました。葬儀委員長を森山 裕自由民主党鹿児島支部連合会会長が務め、県選出の国会議員、県議員、市町村長、議長が参列し、

各界ゆかりのある方々1,000名余りが献花をささげております。改めて保岡氏の13期の実績、奄美群島、鹿児島県、日本の国に尽くしてくださった功績に感謝するものです。

翌25日には、県庁において平成31年度県政説明会が開催されました。各市町村長、議長、総務課長等が出席し、三反園知事の方針説明、各部局の事業方針説明がなされました。県債の圧縮、財政再建、時代のニーズに合わせた事業の検証によるスクラップ・アンド・ビルドの方針での展開を示されております。

翌26日には、県庁において県企画部による次期奄振振興開発計画の原案2019年～2023年度について、市町村長、議会議長説明会が開催されました。計画の原案について説明があり、策定スケジュールについては、3月29日に参議院で可決・成立、4月26日までパブリックコメント、5月には国交省の基本方針策定、主務大臣の協議、同意、決定がなされ、その後、事業計画提出、交付申請、交付決定となります。その後の質疑で、市町村長、議長よりさまざまな質疑、要望がなされております。

また、午後には、城山観光ホテルで天皇陛下御即位鹿児島奉祝会が開催されました。昨年11月27日に、東京において来賓、奉祝委員会役員に就任した全国の800名の役員並びに一般の方々も参集され、開催されております。三村明夫日本商工会議所会頭を会長に、各界の著名人が顧問、代表世話人に名を連ねております。鹿児島県の奉祝会の設立においては、三反園知事、県議会議長を初め、各界の代表が名を連ねており、奉祝事業計画、協賛事業計画を承認しております。

3点目、5月の27日、鹿児島市において離島振興議長会研修会臨時総会が開催されました。役員改正では、不肖私が離島議長会の会長に選任され、副会長に屋久島の岩川議長、監事に長島町の林議長が選ばれております。

翌28日午前中は、鹿児島町村議会臨時総会が開催されました。前会長、中種子町議長の鎌田氏の選挙不出馬に伴い、新たに役員を選出するもので、新たに会長に与論町議長の福地議長、副会長に屋久島の岩川議長、監査に長島町の林議長を選出してあります。

午後に開催されました議員研修会では、中央大学法科大学院教授の野村教授による「地方創生、創生の鍵」という題名で、県企画部地域振興監の森豊貴志集落活性化推進監による過疎地域自立促進特別措置法に基づく施策、県総合保健センターの瀬戸山仁次長の健康管理対策についての講話がありましたが、議員全員が出席しておりますので、詳細については割愛させていただきます。

4点目、5月の12日、尼崎市で第83回関西喜界町郷友会総会、運動会が開催されました。総会は、関西志佐会の新田幹男会長の御挨拶で開会し、喜界町からは隈崎副町長と私が出会いたし、挨拶させていただきました。来賓として奄美の各郷友会関係者、地元国会議員、市町村議員等が出会いたし、総会においては、活動報告、決算等が承認され、新会長に早町校区会の向井祐豊氏を選出し、新役員体制が承認されてあります。運動会では、各地区に分かれ、優勝旗の争奪戦が和気あいあいの雰囲気の中で行われましたが、各郷友会の課題であります役員の選出、新たな出身者の参加呼び起こしに苦慮してるようです。今後、地元の喜界町と郷友会の協力体制を密にし、各郷友会の継続安定を図る必要があると思われまます。

5点目、5月15日、龍郷町で第62回奄美群島市町村議員大会が開催されてあります。各市町

村の議員、市町村長、県会議員、大島支庁長など、関係者178名が出席し、各市町村議長会提出議題の6件を提案し、採決しております。また、奄美群島振興開発基金の充実拡充等17件が決議されております。研修会では、「働き方改革が奄美群島の地域創生推進力に結びつく」の演題で、町田酒造株式会社代表取締役社長の中村氏が、鹿児島銀行を退職し、平成28年度に現職に就任してからの社内改革、労働条件の見直し等さまざまに取り組み、優良企業に仕立てた経緯等の講話があり、大変有意義な研修でありました。

6点目、5月22日、奄美市で各種協議会が開催されました。3日間開催された協議会で、議長関係は、奄美群島航路対策協議会、広域事務組合臨時議会、大島紬振興対策協議会、地域産業振興基金協会評議員会に出席し、航路対策協議会では、知名町から欠航の多い航路対策の例を挙げ、発着の時間制限緩和と照明施設の充実を群島全体で今後を見据えた空港整備に取り組む必要と、与論からは長期欠航の多い与論の港の整備についての要望がありました。

7点目、5月の28日、東京において全国議長・副議長研修会が開催されました。町村議会議員の議員報酬のあり方、最終報告をまとめた山梨学院大学の江藤教授ほか2名の教授の経緯についての説明がありました。その後、町村議会特別表彰を受けた3町村の事例発表があり、長野県喬木村の議員活動のあたり前をお互いで改善する取り組み活動の見直し、活性化等の取り組み、京都府与謝野町の議会活性化の取り組みとして、町民、教育委員、消防団、各種団体との懇談での意見・要望を一般質問、議会審議に生かす取り組み、議員間討論、議会の防災対策の立ち上げ等の報告、鳥取県若桜町の政策づくりと、監視機能の発揮と、さまざまな課題に特別委員会を立ち上げ検証するなどの活発な議会活動の紹介がありました。

翌29日には、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会第3回総会に出席いたしました。大会会長の三反園知事の後、平成30年度事業報告、収支決算報告、令和元年度事業計画、収支予算が認められております。報告事項では、実行委員、役員、委員の変更、募金、企業協賛推進委員会の活動方針、広報活動状況、公式ポスターの発表、宿泊、衛生、輸送等の対応についての報告がありました。正式競技の予定がない本町においても、2020年8月2日に湾港で開催されるフネィンカー競漕がデモンストレーションスポーツとして計画されております。

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（外内千里君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

会計年度任用職員制度について、ほか3件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○3番（良岡理一郎君）

おはようございます。日本共産党の良岡理一郎でございます。

質問の前に、前回、第3回議会以降、いくつか町民の皆様から声をいただいております。紹

介します。

一つは、「しまごよみ」、喜界町行事カレンダー、これは3月議会の最中に私ともう一人の議員のほうから、町民からもっと見やすくというふうな意見が出ているよということで対応していただいたわけでありますけども、短期間の中で思い切って改善をしていただきまして、そういう御意見を寄せられた町民の皆様からは、平日の色使いの問題とか、あるいは文字が、多少フォントが大きくなっていますね。見やすくだとか、使いやすくなったということで、非常に好評な声が私ともう一人の議員のほうにフィードバックされてるということでございます。

もう一つは、喜界空港の男子トイレのシャワー、ウォシュレットの問題であります。これについてもこの4月には修理されたのか、あるいは全体を取りかえたのかはわかりませんが、いずれにしても直ってるということでございます。

そして、三つ目には、この間の懸案でありました町民が飼育してるペット、これに対しまして動物病院の出張診療につきまして、行政の皆さんと民間でうまく連携をしまして実現をしております。本日の一般質問の項目にも取り上げてありますけども、後ほど詳細は質疑の中でやらせていただくにしても、町民の皆さんから大きく感謝をされてるということをお紹介しておきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、お手元にお配りしてあります一般質問通告書に沿って行政をただしていきたいと思っております。

まず、質問事項の1点目です。会計年度任用職員制度、これは、最近、去年あたりから知られるようになってきた新しい言葉でありますけども、その内容についてきょうの中でただしていきたいと考えております。

平成29年、2017年に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立をしております。施行は来年の4月1日でございます。法律は、これまで任用等に係る制度が不明確であった一般職の非常勤職員について、新たに会計年度任用職員ということで設けたわけでありませぬ。

新制度の趣旨は、非正規職員の処遇を見直して、その職にふさわしい改善をすることにあります。具体的には、後ほど触れますが、正規化をするだとか、あるいはフル勤務にするとか、パート勤務か、そして、報酬、手当、休暇はどうあるべきか、出発点の職の見直し、これは既に行政のほうでやられてるかと思っておりますが、今後、現在働いています臨時職員の働き方、処遇はどのように変わっていくのか、そして、住民サービスの低下を招かないか、来年4月施行に向けてのその準備状況を伺います。

それでは、質問要旨1、来年度の会計年度任用職員制度の趣旨、本庁ではどのような目的、どのような理由でこの制度を導入しようとしているのかをお尋ねします。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。良岡議員の御質問に対する個々の答弁は、後ほど担当課長等がお答えしますが、その根底にある基本的な考え方をまず申し述べます。

我が国は、早いスピードでの少子高齢化、人口減少社会に突入しており、これは世界でも類例のない事態のようでございます。このような中で、国も地方公共団体も従来どおりでは立ち行かないというのは自明の理でございます。国におきましても地方公共団体のあり方に関し、合併や中心都市を中心とした広域化等、いろんな提案がなされております。

こうした中におきまして、外海離島であり、なおかつ自主財源が極めて乏しい本町において、将来とも単独の町政を持していくためには、このままどおりでは立ち行かないとの認識から、昨年4月から行政管理室を設置し、全庁的な議論を進めているところでございます。この場において、可能なものは民間活力を生かす、組織や職員定数も見直す、AI、人工知能の導入などにより効率的な事務処理を進めるなど、議論を深めつつあり、その中で会計年度任用職員の取り扱いについても検討しているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今、町長のほうから基本的なこの間の経過なり考え方が出されておりますが、課長のほうから補足的にありますか。

○議長（外内千里君）

中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

今、町長のほうから基本的な考えについての答弁がございましたので、中身について私のほうからお答えさせていただきます。

まず、御承知のとおり地方公務員の臨時・非常勤職員は、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加の傾向でございます。また、教育、子育て等さまざまな分野での活躍をされております。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められております。平成29年5月に、議員もおっしゃられました5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、本改正法において会計年度任用職員制度が創設されました。

これによりまして、本町の臨時・非常勤職員制度は、令和2年4月より会計年度任用職員制度へ移行する必要がございます。そのために、本町におきましては、昨年4月に新たに設置いたしました行政管理室におきまして、本制度に係る関連条例を初めとする制度設計を現在、進めているところでございます。

新たに制度化される会計年度任用職員には、改正法による改正後の地方公務員法上、一般職員に適用される各規定が適用されることから、各地方公共団体においては、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要がございます。具体的には、服務に関する規程等が適用され、かつ懲戒処分等の対象となることを踏まえ、公務運営の適正確保の観点から、適切な運用が求められております。また、募集、採用に当たりましては、新地方公務員法第13条の平等取り扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える必要がございます。給付に関しましては、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切に支給することが求められているところでございます。このほか、勤務時間及び

休暇、健康診断、研修、社会保険及び労働保険、人事評価等についても適切に取り扱う必要がございます。

従来は制度が不明確であり、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いがまちまちでありました。今般の改正によって統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようと、現在、当管理室におきまして準備作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

全体的な流れなりその必要性については、今、御説明いただいたとおりで来ているんだろうと思います。

一部各論的なところにも触れられましたけども、改めて私の質問趣旨に沿ってその場面でやりますのでよろしくをお願いします。

次に、質問要旨（2）新制度の導入によりまして、臨時職員の勤務時間、給与、手当、社会保険、労働条件はどのように変わるのかを伺いたいということ、あと、募集時期や制度の周知についてはどのように計画しているのか。それをやるということは今、答弁の中でおっしゃっているわけでありまして、私のほうとしましては、一般的なやるんだということではなく、その中身についてちょっと基本的な考え方を伺いたい。

総務省から技術的な助言が出ておりますよね、この問題について。これで6点明示されております。このようにして臨時職員を今回の制度設計をなさいと、注意なさいと。ごらんになっていると思うんですが、6点明示されております。

一つは、給与の水準であります。これにつきましては、類似する業務の常勤職員の初号給、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、公務員の場合は号俸で出していますよね。その職種に最初に適用するこの初号給に職務経験を考慮して決めると。臨時職員の場合ですね。ですから、繰り返しますが、どのような給与を出すかという水準の制度設計は、類似する業務の常勤職員の初号給に職務経験を考慮して決めなさいと、こういうふうな、決めなさいという命令じゃないですね、決めるべきだという助言がされております。

二つ目、期末手当、いわゆるボーナスであります。これは任期が相当長期、長期といっても6カ月です。おおむね6カ月を目安にして適切に支給する。臨時職員の皆さんについても期末手当、ボーナスを出しなさいと。6カ月を超える場合はね。こういうふうな助言が二つ目にされています。

三つ目には、通勤手当または費用弁償の支給。いわゆる交通費に係る部分ですね。常勤職員と同等の基準で支給をします。こういうことが三つ目に出されておまして、大事なことは、この3点について総務省のほうでは、不十分な自治体については適切な措置を講じると。だから、怒られるということです。そういうふうにしなさいと。この趣旨についてやりなさいと言われますよと、こういうふうなことが助言として3点ほど出されております。

4点目には、募集とか任用等については、職業安定法第5条の3、要は労働条件の明示だと

か、書面交付をなさいだとか、勤務条件の明示、平等取り扱いに十分注意すること。先ほど町長もおっしゃっておいりましたけども、民間でやられてること、今、本町でもおおむねそれに近い書面交付はやられているというふうに理解しておりますが、やられてない自治体のところはこれをちゃんとやりなさいと、こういうことですね。

5点目、退職手当や社会保険料負担を避けるために、再任用時に不適切な空白期間を設けていないか、これをちゃんと見直しなさいと。年度末3月31日になったら、その先1カ月間採用をとめる、そのことによって退職手当、あるいは社会保険料、これを免れようとする、ある意味姑息ですね。そういうふうなことはやめなさいというのが、総務省の指示であるわけですね。

そして六つ目、休暇の問題についてですが、休暇等については、国の非常勤職員と同等の整備をかけると。労基法や育児休業法も適用すると言っているわけですね。有給休暇の繰り越しは、消滅時効の2年の繰り越しができる。これは現在もやられているんじゃないかと思いますが、これだけ厳しい6点が出されているわけですね。技術的な助言という形で。

これを踏まえた制度設計をされるかを伺います。

○議長（外内千里君）

行政管理監、中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

ただいまの良岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、今おっしゃられているのは、ほとんど労働諸条件の改正だと思います。今、議員の御指摘のとおり、総務省のほうから昨年度の第2版ですかね、マニュアルのほうの提示がございます。当然、私どももそれに基づきまして、今、制度設計を行ってる段階でございます。

この場で、詳細についての条件提示ですかね、そういったことはちょっとまだでき上がっておりませんので、お答えすることはできないのかなと思います。

ただし、ここで言えるのは、総務省が提示されています条件、そこに基づいて、今、制度設計を行っているということだけは御確認いただけるかなと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君、どうぞ。

○3番（良岡理一郎君）

その6点も押さえてね、技術的助言に基づいて、今、制度設計を進めていらっしゃるということですので、ぜひそこは厳守しながら進めていただきたいというふうに思います。

次、質問要旨の（3）本町における正規職員数及び臨時職員数、これについて現在の状況を伺いたいということでもあります。

これは、議長の事前の許可を得まして皆さんのお手元にも4月1日現在の職員のデータが届いているかと思いますが、それをごらんになりながら議論を進めたほうがわかりやすいんじゃないかと思います。

この臨時職員の皆さんの業務貢献度、これは非常に高いわけでありまして、臨時職員の皆さんが希望すれば、来年4月以降も会計年度任用職員に採用されると考えるが、いかがでしょうかということ。これは、総務省からもそうしなさいと言っております。必要でしたら後で

説明しますが、以上、質問です。

○議長（外内千里君）

行政管理監、中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

ただいま良岡議員の正規職員数及び臨時職員数の人数ということでお答えいたします。

通年ですと5月末日ぐらいですかね、定員管理のほうの調査がございます。そちらのほうはまだとりまとめされておられませんので、議員の皆様のお手元にお配りしているのが本年4月1日現在の行政組織図による職員数並びに臨時・非常勤職員数でございます。

それでいきますと、正規職員数が4月現在でございます、153名、臨時職員数のほうが127名、都合280名ということになっております。

また、今、希望すれば、来年4月以降も全員採用されるのかとの御質問でございますけれども、御承知のとおり会計年度任用職員の採用方法につきましても、新地方公務員法第22条の2第1項でうたわれております。それによりますと、採用は競争試験または選考によるものとするというふうにうたわれております。

現在、本町の臨時・非常勤職員は、その勤務時間や業務内容、責任の程度等がいわゆる正規職員とは異なるものでございます。会計年度任用職員制度移行に当たりましては、会計年度任用職員の職の設置について、それぞれの職の必要性等を十分検討して、適正な人員配置に努めるべきものだと考えております。具体的には、現在検討している段階でございますので、こちらのほうでは答弁を控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

現在働いていらっしゃる臨時職員の皆様は、不安もあります。ぜひ早急にそういう方向になるように努力をしていただきたいということと、今お配りしてあります資料なんですけどもね、今、問題になっておりますこの会計年度の任用職員との関係で見ていると、今説明がありましたように職員は150名ですね。表上、第1種、2種、3種、4種、その他、合計となっておりますが、1種の臨時職員はどういう方かということ、現在の臨時職員取扱要綱に照らし合わせますと、こういう働き方をしております。第1種の方は、週5日、そして1日当たり8時間以内。こういう働き方をされる方が第1種です。そして、第2種は、15名いらっしゃいますが、月に15日以内、そして8時間以内。こういう働き方をされる方が第2種です。そして、第3種は、これは季節業務をしたり臨時的な業務というくくり方をしております、雇用期間が4カ月とか6カ月、こういう基準があるようではありますが、4月1日現在はゼロと。そして、第4種は44名いらっしゃいますが、これは第1種から第3種までに該当しない方。この方たちが現在44名いらっしゃるということでもあります。その他は、これは集計上書いたんでしょうけども、現在5名いらっしゃいますが。そういうことで合わせて280名。

今回の職の見直しをされていますけれども、これらの第1種の方については、いわゆるフルタイムとしての位置づけでの就業規則、条例が適用されていると、こういう流れになるのかと

思うんですが、現時点ではどうでしょうか。その方向性について伺います。

○議長（外内千里君）

行政管理監、中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

今の御質問でございますけど、まず、フルタイムという扱いじゃございません。今度の改正法によりまして、会計年度任用職員制度のフルタイムといわれますのは、正規職員と全く同じ時間帯でございます。で、いきますと、8時半から17時15分、7時間45分の勤務時間という体制になります。本町におきます現在の臨時・非常勤職員におきましては、午前8時半から17時ですね。7時間30分の勤務時間となっております。今回の改正法における会計年度任用職員でいきますと、パートタイム扱いという取り扱いになります。ですので、先ほどありました退職金の支払いというのも、こちらのほうは対象にはなりません。先ほどありました期末手当の支給であったり通勤手当、そういったところは全て対象になってきます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

現行の臨時職員取扱要綱の第1種については、これからやる制度設計の中のいわゆるフルタイム的などところに入ってこない、こういうことですね、現在のところは。わかりました。

今回のこの法律をつくったときに、参議院の総務委員会では、附帯決議をつけてあります。大きくは3点ですね。一つは、地方公共団体に発出する通知、これは国、総務省から各地方公共団体に文書を出すという意味合いであります。繰り返しますと、地方公共団体に発出する通知等により再度の任用が可能であることを明示しなさいと。これが附帯決議で書かれています。

二つ目には、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は、任期の定めのない常勤職員を中心とすることに鑑み、会計年度任用職員についても、この考え方に沿うよう、引き続き任用のあり方を検討を行うこと。一番最後に財源問題をやりますけどもね、要は、法律上こうなってるんですよ。できるだけ正規で仕事をやるようにしていきなさいと。こういう流れになるということでもあります。

3番目は、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために、総務省から地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源については、その確保に努めなさいということを、国に法律が言っているような感じです。決して労働条件を悪化させてはいけません。不利益はするなと。

こういうことが附帯決議についております。私が言うのではありません。附帯決議の一つ一つの条文は、法律の条文と同じぐらいの重みがありますので、そこを踏まえてお願いをしたいと思います。

また、この財源問題との関係で質問をさせていただきたいと思うんですけども、今、いろいろ作業中ということではありますが、現時点においてこの新制度をざっくりとした今の執行部の

概算でどのぐらいの人件費の総額、つまり町としての支出が増えるかと考えていらっしゃるか、教えてください。それと、これについて国のほうは幾ら助成するんだ、幾ら出すんだというふうに言っているかも教えていただきたい。

以上です。

○議長（外内千里君）

行政管理監、中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

良岡議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、現段階でそういう詳細な条件というのを詰めている段階でございますので、具体的な数字というのは持ち合わせておりません。

ただし、一昨年、町独自で試算をさせていただきました。その結果によりますと、年間約1億円の新たな財政投資が伴うという試算結果になってございます。

また、現段階での国の財政支援ということでございますけれども、現段階のお話ですけれども、現段階では話を伺っているところではございません。財政支援というのは今のところはないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

年間1億。これから詰めていけば数字は動くんでしょうけれども、それにしても莫大な金額負担が地方自治体としては求められると。本町で求められると。こういうことになるわけでありまして、一応国のほうでは、先ほども紹介しましたように、附帯決議で、法律としては、国に対して、制度改正による必要となる財源についてはその確保をしなさいと、こういうふうなことを言ってるわけですね。

それと、この3月の13日の日に、自治体労働者の労働組合が総務省と交渉をやっておりますが、その中で総務省はこういうふうにおっしゃっています。この財源措置については、年度当初で調査を行い、これは3月の交渉ですので、年度というのは今のことを言ってるんですね。年度当初で調査を行い、調査結果を踏まえて次年度しっかりと計上したいということですね。これから、12月から概算要求等が始まると思うんですけども、その中で総務省としてはしっかりと要求をしていくんだと、そういうことになろうかと思えます。そういう点では、各地方自治体が非常に困ってるわけでありまして、県なり国に対してきちんと財政的に支援をすべきだということを、私は強く主張していただきたいと思えます。

先ほど町長のほうから、この行政の運営について民営化というふうなフレーズがまた出てきたわけでありまして、次に、各地の自治体において従来は臨時・非常勤職員が担っていました自治体業務を民間企業等に包括的、包括的は全てをひっくるめてという意味合いですね、包括的に委託をして、その根拠を会計年度任用職員の導入に伴う行政負担増や人事管理の煩雑さを避けることを理由として事例も報道されています。これは、法律が求めている臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することから責任を放棄するものであります。しかも、包括

的民間委託につきましては、労働組合の弁護士の団の皆さんから、大きく5点にわたって問題点が指摘されております。紹介をしておきたいと思います。

一つは、偽装請負のおそれがあるということでありまして、一般的には、請負契約でこういう民間委託をされるわけでありまして、自治体職員が請負労働者に指示、管理できない。こういう問題があるわけです。請負ですからね。請負をやる場合、必ずこの請け負った企業さんを間に挟んで、そして取り次ぐ者が必要だということですが、そうしませんと偽装請負になります。民間でもかなり問題になっている部分でありまして、一つはこれ。

それと、もう一つは法令違反のおそれがあります。住民の基本的な人権の保障や、あるいは個人情報適切な管理は、専門的な知識と経験を持った正規の職員の皆様方が担ってきたわけでありまして、この安易な民間委託は各種法令に反する事態を招きかねないということが指摘されております。

三つ目には、個人情報の保護が低下するのではないかとということです。窓口業務には、戸籍、住民票、国民健康保険、介護保険、年金、生活保護、住民税、固定資産税など多岐にわたっているわけでありまして、これらの情報に民間業者が接することは、公務員の皆さんは懲戒処分だとか刑事罰を受けます。それに反した場合ですね。ところが、民間の皆さんについてはこれが非常に弱いです。そういう点では、民間事業者の場合、個人情報の漏えいが生じる危険性が極めて高いということが指摘されております。

四つ目には、住民サービスの低下のおそれでありまして、先ほど申し上げましたように、業務が直接行きません。窓口に見えた方が、書類の不備があったので、窓口の方が課長のところに行って、この書類はどうしますか。これはやっちゃだめなんですよ。必ず間にいる人に言ってやり直さないといけません。そういう点では、非常に業務が非効率化します。あとは、皆さんもちろん専門性だとか継続性が喪失をします。最悪の場合は、受託業者が途中で撤退するおそれがなしとはしません。これらも指摘されているということでありまして。

5点目には、そういう民間委託をしますと、現在働いていらっしゃる臨時・非常勤職員の皆さんが大量に解雇されたり、雇いどめのおそれがあるということが指摘されているわけでありまして。

そこで、質問要旨の(5)です。本町では、今回の臨時職員の新制度につきまして、包括的民間委託契約はやるべきではないというふうに、私は考えておりますが、執行部はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（外内千里君）

行政管理監、中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

ただいま、良岡議員のほうから包括的民間委託についての御質問ということでお答えいただきさせていただきます。

現在、本町におきましては、包括的民間委託の受け皿はない状況でございます。ただし、冒頭、町長のほうの答弁でもございました。近年の地方自治体の逼迫した財政状況の改善とか、地方分権化における行政サービスのあり方、今後の生産人口減少等を考えますと、民間に任せたいほうが効率的、効果的と判断されるものにつきましては民間に任せるといふような基本に立

ち、今後は、行政、地域、民間と連携し、新しい公共サービスのあり方について検討する必要はあるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

執行部のほうでの検討を否定するものではないんですが、この間先行してる自治体の事例を二つほど紹介をしておきたいと思います。

これは、去年の9月7日付南日本新聞に載ってた記事でありますけども、鹿児島県内のさつま町のことが書かれております。そこでは、タイトルが「非常勤6業務の民間委託」、非常勤の66%に当たる116人が転籍をすると。こういうふうな提案を補正で執行部のほうがしたそうなんです。したところ、この議会が終わった9月30日の南日本新聞では、非常勤業務委託に反対と。町議会は、補正予算の業務委託費を削除して修正可決。つまり、民営化は認めないと、こういうことですね。それ以外を採択したと。こういうことが記事で報道されております。それ以降、この間の12月、そして、3月の議会には提案されず、先行きは不透明というのが現在であります。これは、うまくいってない一つの事例であります。

それと、これは東日本大震災の被災地であります岩手県の陸前高田市の事例であります。そこは、市の広報を見させてもらったんですが、市の広報で既に募集が始まっているということです。議会等々の手続は終わってるんじゃないかと思いますが、こういう内容で市の広報で募集活動をしております。市の広報誌には、この陸前高田市は平成31年度から窓口業務などの定型業務を民間会社に委託することとし、このたび株式会社共立メンテナンスと行政事務包括業務委託契約を締結しましたということであります。そして、社員を募集してまして、一般行政事務に5人程度。5人ですね。そして、事務補助業務に60人を募集をするという記事であります。この事務補助の業務の内容であります。電話交換、窓口対応、障がい者支援、国民健康保険、社会教育、文化財調査、図書館運営、特別支援教室、これらが民間に委託されて既にスタートしていると聞いております。私も現地にも問い合わせしてみたんですが、まだスタートしたばかりで、検証はこれからという状況のようですね。大いに注目をしていきたいと思っております。

次に移りますが、次は質問要旨（6）今、準備をされているということであり。関係する条例の改正等々、あるいは新設が必要になってくるだろうと思っております。どのようになり、いつ提案予定ですか。

○議長（外内千里君）

行政管理監、中村幸雄君。

○行政管理監（中村幸雄君）

お答えいたします。

まず、議案名につきましては、先行団体や全国町村会、法務支援室提供資料等を参考にいたしますと、喜界町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例となる予定でございます。また、会計年度任用職員の制度導入にあわせ、関係する既存の条例改正を予定しており、現在、

該当する条例の洗い出しを行ってるところでございます。

また、議案の議会上程時期でございますが、本年の9月議会を予定しております。スケジュール上、恐らくその9月がリミットじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

執行部のほうでも検討の最中ということは重々承知しながら質問させていただいたわけですが、私も地方自治をきちんとこういう場面においても守っていくんだという立場は同じでありますので、引き続き議論は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、質問事項の2、早町港の待合室の設備の問題であります。済みません、質問の前に誤字をちょっと1カ所。質問要旨の（1）の「立て直された」が「立」になっておりますが、建設の「建」の間違いであります。建築物の「建」ですね。ということで修正をお願いした上で、この新設の早町港の待合室は、耐震性も強化をされまして非常に清潔で町民にも好評であります。一層環境改善をするために、テレビをつけてほしいというのが町民からも出されておりますし、あとは、公衆電話、これもつけてほしいということでもあります。

この公衆電話の件についてはちょっと説明をしておきたいと思うんですが、奄美方面に病院とか用事がある方は、車で湾港まで来ます。そして、早朝5時に出港しまして、奄美市で病院などの用事を済ませた後、帰島するわけですけども、その際、悪天候の場合はフェリーは湾港に入りません。早町に入ります。そうしますと、要するに時間も遅くなりますね。従来ですと8時半とか10時半には入港するんです、湾港は。さらに二、三十分おくれて、大体9時から11時に早町港に入ると、こういう格好になります。そうすると、これ自体は多くの町民が経験してることですね。携帯などの通信機器を持ってない場合は、タクシーを呼べない。その場合、事前にフェリーから電話すればいいんじゃないかということもあると思うんですね。今、フェリーは電話機はついてない。これは調べました。そして、本年の3月も、ある女性が同じような場面に遭遇をして、何とか公衆電話をつけてもらえんかと。こういうふうな強い要望も出ております。

以上、答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

早町港待合室のフェリーの乗降客のために、昨年度建設されたもので、今、良岡議員のほうからもありましたように、町民の皆さんからも一定の評価をいただいているものだと認識をしております。それで、テレビ、それから、公衆電話の設置を求める声があるとのことですが、一方で待合室があつて助かっている、また、あるだけでも大変ありがたいというお言葉もいただいております。そういうことも含めてお答えをしたいと思います。

早町港の待合室ですが、以前の施設の老朽化によって昨年10月に新築され、同年11月か

ら使用をされております。なお、早町港は漁港でありますので、敷地内には待合室を建てることはできませんでしたので、隣接する町有地に町単費で建設をいたしております。

テレビの設置についてですが、早町港の待合室の使用は、先ほどありましたけども、フェリーが湾港に入港できないときに限られております。使用頻度は主に冬場で、年間およそ50日ほどと不定期であります。また、時間も入港前の1時間から出港後しばらくと短時間ですので、今のところテレビの設置については考えていないところでございます。

それから、公衆電話のお話が今ございましたけれども、公衆電話がない背景からちょっと説明させていただきますけれども、NTT西日本によりますと、携帯電話の普及に伴いまして公衆電話の事業の収支改善を進めてきているところということでございます。これは、平成14年ごろですかね、会計検査院のほうから総務省のほうへの指導があったということでございます。総務省とそのNTTの通信事業の関係だと思えます。現在もNTTのほうでは、その事業の維持を図っているということでございます。また、新規に設置をするとなりますと、そういうことから使用頻度とかそういう条件がかなり高いハードルでございますので難しい側面がございます。また、待合室の使用時に携帯電話をお持ちでない方、旅客さんがいらっしゃるときは、今、乗船券の発行業務の担当者のほうで柔軟に対応をしていただいているという事例も報告を受けておりますので、公衆電話につきましても、今どうしても必要であるということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

同じ町民同士ということもあるんでしょうけども、電話がなくて困ってる人は窓口の方が柔軟にというか、貸してあげるということもままあるのではないかと、こういうことかと思えます。

ここで私は、公衆電話の問題について、町全体の視点も含めて早町港の公衆電話を問題にしているんだけど、ちょっと触れておきたいと思うんですね。公衆電話というのは、今、御説明があったようにNTTの携帯機器だとか、あるいはスマホ等の関係でどんどん全国的に減ってきているというふうな状況なのはそのとおりであります。

ところが、公衆電話というのは、災害時におけるすぐれた機能を持っているということでもありますね。まだ知らない方が多いわけですが、公衆電話は災害等緊急時に有効な通信機能として二つの機能を持っております。一つに、公衆電話は災害が起きたときの緊急時において電話が混み合い通信制限される場合であっても、規制の対象外として優先的に取り扱われるということでもあります。町内でも24号台風の時、電気がとまったりして大変困ったわけですが、その場合でも公衆電話自体は使えるということでもあります。

一方、公衆電話の電力の問題は、NTTから電話回線を通じて電力の供給を行っているために、停電時でも電話をかけることができるということですね。極端に言えば、今、家庭の電話機はファックスだ、モデムだ、何だかんだ言っているいろんな機能がありますけども、その電気機能はだめですけども、そういう昔の黒電話であれば通信機能は生きるということでもあります。

公衆電話は大丈夫です。

そういう優位性もあるわけですから、単に利用だけの観点からじゃなくて、全体の防災という観点からも、公衆電話は私は見直したほうがいいだろうと考えております。

どうぞ。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、良岡議員がおっしゃったように、災害時の通信手段としては、公衆電話は有効な手段ということは、我々のほうでも今把握をしております、例えば地震、津波時の避難場所等への設置とか、そういうことも含めて、今後、検討してまいります。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひそういう観点からも公衆電話は続けていただきたいと思います。

防災食育センターをきのうちょっとのぞいてきたら、まだこれからと。ついてははないということでありましたから、ぜひ検討の一つに入れていただきたいと思います。

次に、質問事項の3番目に移ります。基金の問題であります。

自治体の基金は、自治体が蓄えてる貯金ですね、家庭で言えば、貯金であります。種類としましては、本日のメインテーマにしております使い道が比較的緩やかな財政調整基金、それと、地方債等の借金返済に備える減債基金、そして、特定の目的を定めた特定目的基金などがあるというふうになってます。

そこで、執行部の皆さんと議員の皆さんには、事前に議長の許可をいただきまして資料をお配りしておりますけれども、この数表も見ていただきながら本町における基金の実態について伺いたいと思います。

質問要旨（1）過去10年間、平成21年から30年度の毎年度の財政調整基金残高、これがどのように推移してるかを御説明ください。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

過去10年間、年度末ごとの財政調整基金残高についてお答えいたします。

まず、平成21年度でございますが、8億7,312万円でございます。以後、22年度が9億4,175万8,000円、23年度が10億6,196万3,000円、24年度が11億340万2,000円、25年度が13億1,231万8,000円、26年度が14億2,046万4,000円、27年度が14億6,622万7,000円、28年度が16億3,931万9,000円、29年度が16億9,806万9,000円、そして、30年度、これは見込み額となりますけれども、14億9,241万6,000円となる見込みでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

まだ見込みということで恐縮ですけども、ずっと毎年積み上げてきてるんですけども、平成30年度だけ2億減る。この概要がわかればちょっと御説明ください。平成30年度の対前年度に比べて2億ちょっと減りますよね。その見込みであると。わかっている範囲で結構です、教えてください。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

2億減額の見込みということでございますけれども、御案内のとおり昨年度は災害等もありまして、後ほど繰越計算書の報告でも出てまいりますけれども、かなりの量がございます。そこでの一般財源の確保のために、その財政調整基金のほうから一般財源として充てているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

昨年度は大きな自然災害ということで、財政的にもかなり厳しい場面も出てきてるわけですが、この10年間の推移を見てみますと、基本的には、少ない平成24年度でも4,100万強。単位は100万単位で言わせてもらいます。そして、多い平成25年度で2億800万等々、全体としては毎年この基金を積み上げてきてると、こういうことになろうかと思えます。

そして、この10年間の増減額と率を見てみますと、平成30年度対比で平成21年度を見ますとね、約71%増加しております。そして、金額でいきますと、6億1,900万、約6億2,000万、この10年間で基金を積み上げているわけですね、財政調整基金だけでも。こういうふうな数値の評価になってくるんだらうと思うんです。

これ、私は、奄美群島の11町村でも基金額がどうなってるかというのを、先般配付されております議長会の行政財政資料、これに照らし合わせて見たところ、この群島11町村の中で本町の基金額は龍郷町とともにトップクラスです。

具体的に見てみたいと思うんですが、金額は100万単位にします。財政調整基金は、龍郷町が25億9,300万。突出して多いんですね。25億9,300万。本町が16億9,800万。龍郷町と喜界町の差が8億9,500万ありますから、その差は結構大きいのは大きいんですけどもね、第2位であると。そして、3位がさらに下がって13億7,100万の瀬戸内町であります。喜界町は16億9,800万で第2位のポジションに今、あるということです。

それでは、先ほどの積立金の全部を財政調整基金、それと、減債基金、その他の特定目的、この三つを合わせた合計金額の基金総額はどうなってるかという点でありますけれども、1位は龍郷町の34億2,100万、2位が本町で32億5,700万、これは龍郷町との差が1億6,300万ということで、財政調整基金による差が一気に縮むわけですね。その他の基金でたくさん積み立てると、こういうことかと思うんですが、細かくは触れません。そして、3位は和泊町の20億4,100万。つまり奄美群島11町村の中でも本町の財政状況は極めてよいということになろうかと思えます。

それで、質問要旨の（2）番、比較的自由度の高い財政調整基金の目的なりその適正額、本

町はどこまで基金を積み立てるのが妥当なのかと。これについてお伺いをします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、御質問ですけれども、財政調整基金は自治体の健全な運営を確保するために設置した積立金ということは御案内のとおりでございます。いわば自治体の貯金でございます。経済事情の変動等によつての減収への備え、災害により生じる予期せぬ支出への対応、例えば緊急性の高い大規模な建設事業の経費等に充てること等を目的とした基金でございます。昨年度の本町がまさしくそのような事態であつたのではないかと感じております。

財政調整基金の適正な額についてでございますが、従来から標準財政規模の10%から20%程度が標準的な目安とされてきましたが、リーマンショック以降、また近年全国各所で発生して大規模災害等の影響により、各地方自治体でも基金の額が増えている傾向にありまして、標準財政規模の40から50%という団体の割合も増えています。ちなみに、本町の標準財政規模は約37億円ということでございます。

それから、基金の目安として、最近注目されているのが、大規模災害時の復旧に係る初期費用、それを基準にした考え方でございます。具体的には、大規模災害が発生した場合、インフラ等復旧に係る初期費用として住民1人当たり30万円から50万円が必要だと言われております。本町の場合で言いますと、例えば国の助成であつたりとか、現金とか、そういうものを含めて国の支援がある前提で町民1人当たりの費用約25万円ということと算定をして、人口が約7,000人ですので、計算すると17億5,000万という数字が出てまいります。

また、本町の一時借入金を15億円と設定しておりまして、昨年度の一時借入金を14億1,700万円行っていること等も考慮いたしまして、財政調整基金は適正な額で積み立てをされているものだと認識をしてるところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

説明ありがとうございます。

この財政調整基金をどの程度積み立てるのが適切であるかという点については、その切り口は幾つかあるようでありまして、非常にわかりやすい説明は、一般財政の額の1割、これが全国的には数値としては浮上してきます。

群島内の幾つかの自治体にどうなつているのかということ調査しましたが、まだ不明です。そういう点では、本町がもし一般財政規模との関係でやるのであれば、今、70億の予算を組んでおりますから、そういう金額になってくるわけでありまして、その2倍以上を積み立てようということと計画をされてるといふこととありますが、一方では、私は、見ておかなければいかんのはね、全国の自治体の基金残高、今、課長のほうからありましたが、平成29年度で23.8兆円あります。この10年間で9.8兆円上積みされておまして、1.7倍です。この1.7倍というのは、本町の10年前の比較とくしくも伸び率は一緒でありますけれども、1.7倍であります。

問題は、この自治体の基金が増えていることをめぐって、基金が増えると、どんどん積み増ししてきてると。これについては、政府の経済財政諮問会議だか、あるいは財務省の審議会では、地方における新たな埋蔵金があるということで、問題視をされているということでありませぬ。これに対しまして、総務省は、財務省にこれについて反論は当然します。それで、その一方で、自治体に対しても求めてる部分があります。

質問要旨の（3）番、基金の規模が妥当かどうかを十分に検討し、今、課長は十分だと、もう一頑張りだと、こうおっしゃってるわけでありませぬけども、十分に検討して、将来の使い道を住民にわかりやすく公表するように求めてるわけでありませぬ。本町では、その部分については今、どのような進捗状況ですか。住民への説明。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

基金の規模の妥当性については、先ほど説明したとおりでございますが、町民の皆さんへは、基金残高について9月議会後の広報きかい及びホームページ等でお示しをしております。特に今年度は、財政調整基金、先ほどから話が出ておりますけど、2億円取り崩すこととなりますので、詳細な説明を行う予定でございます。

それから、特に財政のことにつきましては、町民の皆さんへ御理解をいただくに当たっては、やはり専門用語ですのでなかなか御理解をいただけないということもございませぬので、我々としてもこれからまたわかりやすく工夫をして説明をしていきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

国のほうもそれを求めてるわけでありませぬから、国の財務省と総務省の争いが何でこっちまで来るんだというふうには言えないことはないんだけども、いずれにしても住民との関係ではきちんと説明をしていただきたいと考えませぬ。

それで、関連しまして、じゃ、皆さんが考えてらっしゃる規模が十五、六億だと。こういうふうにした場合、そこから上乘せしてくる、積み上がった金額はどういうふうに使うつもりですか。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

基金の、特に財政調整基金につきましては、15億と今おっしゃったのは一つの目安だと思います。

それから、先ほど標準財政規模の10%というお話もございましたけれども、それもその学術的な根拠に基づくものではありません。御承知のこととは思いますが、で、これから、先ほど私、災害のことでの考え方も申し上げましたけれども、いろんな角度から基金については適正額というのが議論されてくることだと思ひます。一つのその目安にはなるかと思ひますが、これは各自治体の方針で、ある程度の幅というのは必要かと思ひますので、先ほど良岡議員が

おっしゃった15億円を超えるということも、今後あるかと思いますが、これは必要な幅だという認識で捉えたいと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今、課長がおっしゃるように、特にこの数値の目標について県とか国から一つの指標も出るということはありません。ですから、そういう意味では各自治体の実情に応じてということはあるかと思うんですね。

それで、こういう形で積み上げてきた場合、私は、一定のところで自治体の本来の役割であります住民福祉の増進、これがある意味では役場の方に一番期待してるし、法律も求めているところですね。住民福祉の増進に努めなさいと、こういう大きな仕事があるわけでありますから、そういう意味では、基金と、いわゆる貯蓄と実際の政策、施策との関係でバランスもとりながら、例えば今月、多分出ると思うんだけど、健康保険料の請求が来ますね。相当大きな金額になってきております。あとは、天引きされてない方は、介護保険料の請求も今月来ます。そういうことを考えると、本町におけるそういう住民福祉の増進との関係で、今、住民が困ることとの関係で、改めて全体の歳入歳出の関係ね、それと基金の関係は、やはり総合的に見ていく必要があるだろうということをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、質問要旨の（4）番であります。非常に不本意であります、先ほど全国ベースでは23兆を超える基金がたまっているということとの関係で地方自治体の基金をめぐるまして、政府は自治体へ交付する地方財源の削減につなげようと。削減しようということとの関係の動きがあるわけですが、これは断じて容認できるものではないわけでありまして。

ここにつきましては、町長の基本認識を伺います。

もう一度言いますか。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、地方自治体の基金をめぐる動向について、先ほどからありますけども、自治体へ交付する地方財源の削減につなげようとの動きは、国、特に先ほど来あります財務省のほうは、毎年度赤字国債の発行や特別会計から捻出する財源によって地方自治体の自主財源である地方交付税を措置している一方、地方は、また、基金として積み立てている現状を見れば、節減に向けた見直しが必要であるという趣旨であると思っております。

しかし、議員おっしゃるように、地方自治体としては、国の予算とともに決められる地方財政計画で、交付税の総額が適正に決められております。また、そのもとで自治体は、安定的で持続可能な行政運営のために、行財政改革などで捻出した財源を積み立てているものであります。これを余剰金とみなして地方交付税の地方の自主財源を削減しようとするのはいかがなものかと思っております。

また、国の国会等委員会の議論の中でも、地方財源、特に交付税を削減することは妥当では

ないとの見解も出ているようでございます。

冒頭で町長が申し上げたとおり、将来とも単独の町政を維持していくために、本町のスタンスを保ちながら、財源確保、それから、適正な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

こういう国の動きは断じて容認できないと、こういうふうなことで私は言わせていただいたんだけど、そのフレーズ自体は私が言ってるわけではございません。全国の知事会だとか地方6団体、御存じのような執行3団体、議会3団体の皆さんが、表現の仕方は違えど認められないと、断じて許されないと、こういう強い口調で言っているわけでありますから、本町も、国のそういうせっかくためて基金があるんだから地方交付税を減らすんだと、こういうふうな動きにはぜひ阻止、反対を強くしていただきたいということを強くお願いしまして、質問事項の4番目に移ります。

犬、猫の対策問題であります。冒頭でも申し上げましたように、現在、行政と民間の動物病院の関係は非常にいい連携がとれてるんじゃないかと思っております。

本町には、ペットの犬とか猫など小動物を専門に診る獣医師がいません。ほとんどが牛を中心にした中型の動物の獣医師の先生方です。それで、町民の皆さんは、交通費と時間をかけて奄美市の動物病院まで出かけてきて、診療や手術を余儀なくされています。では、幾らぐらいかかるかという問題ではありますが、相当な金額がかかります。

今、奄美市等々では、自然遺産登録といわゆる希少種の保護等の関係でいろんな動きがあるわけですが、その前の段階で見ますと、雌猫の避妊手術については3万7,000円。ここにフェリーの往復で4,000円ですね。あと、猫は別途ゲージに入れてこれが往復で1,260円。現地へ行きますと、レンタカーなりタクシーを使ったりしますのでおおむね3,000円。そして、1日かかりだと食事もします。そうすると、1回当たり5万円の費用をかけて奄美市まで行って、ペットの手術をしたというのが実態であったわけであります。そして、時間につきましても、先ほどのフェリーの問題とも関連しますが、早朝5時に出港しまして、そして、夜の8時半とか10時半に帰ってくると。非常にハードなスケジュールになっているわけであります。

今回、公民館のほうで出張診療ということでやっていただきまして、費用、時間とも大幅に改善されています。町民も喜んでいます。これは、新聞のほうにもかなり細かく載っておりますけども、そういう点で伺いたいと思いますが、質問要旨の（1）民間の動物病院の協力をいただきまして、飼い猫について出張診療や避妊手術が低廉な価格で実施され、多くの町民に好評で、感謝の声も多いということであります。

今回の4月に行われました出張診療と今後について伺いたいと思うんですが、①は犬、猫の受診及び手術の雌雄別数がどうだったかということについて伺い、なおかつ、今後の出張診療予定。けさも防災行政無線で6月は既に決まっているようでありますけども、今後どういうふうになっていくか、答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

犬、猫の受診及び手術の雌雄別の実績につきましては、4月12日から16日までの5日間で、受診のみは58頭、手術実績につきましては、猫が34頭で、内訳は雄が13頭、雌が21頭、犬は9頭で、雄が1頭、雌が8頭との報告を受けております。

今後の出張診療予定ですけれども、次回の診療は6月7日から11日までの5日間でございます。その後は2カ月に1度程度の間隔で考えているようでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。非常にうまく連携が進んでる事例ではないかと思っております。ぜひ継続できるように、行政のサポートをお願いしたいんですが、質問要旨の（2）番であります。今は飼い猫の部分ですよね。野良をどうするかと、こういう問題が出てくるわけであり。これは、すぐ、じゃ、あしたからというふうにはいかないと思うんですが、野良猫が増えますとノミだとか伝染病などの人的な健康被害を懸念する、こういう専門家の指摘があります。

奄美市など自然遺産登録対象地域では、行政や専門家の皆さんが、希少種保護のために対策を講じてるとも報道されております。本町でも、希少種の保護云々ではなく、そもそも野良猫を全体として減少させるんだという観点から、保健所だとか、あるいは動物保護を担当します町の担当課のほうで野良猫対策を検討すべきだと思うんですが、そういう検討を将来に向けてやっていただけないかということでもあります。

答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

野良猫問題につきましては、多くの自治体で頭を悩ませてる問題と認識しております。

本町におきましても、野良猫に関する苦情が年に数件寄せられております。内容は、野良猫への餌やりで、対策としましては、保健所と情報を共有しまして、保健所による見回りと町の広報誌、リーフレットによる啓発活動を行っておりますけれども、十分な効果が出たとは言えない状況と考えております。原因としまして、野良猫に対する関心の低さもあるのではないかと考えられますので、まずは保健所や関係者の助言をいただきながら、野良猫に起因する悪影響や野良猫への餌やりが増加の一因であることを考える環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

課長、ありがとうございます。今のような視点の方向で、引き続きこの猫対策については努

めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで、良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

農業振興についてほか1件、里村忠弘君の発言を許可します。

里村忠弘君。

[里村忠弘君登壇]

○11番（里村忠弘君）

おはようございます。一般質問に入る前に、一言申し上げたいと存じます。

さきの4月19日に亡くなりました自由民主党元衆議院議員保岡興治氏、そのことについて少し触れますが、1972年に衆議院議員に初当選されまして、13期38年間の国会議員を務めてございました。長きにわたり奄美群島の振興に全身全力で取り組まれました。群島民にとりましては大きな打撃であります。残念でなりません。79歳の生涯の間、法務大臣や衆議院議員憲法審査会長などを歴任されました。荣誉ある受賞までされました。偉大な政治家でありました。今はもう保岡興治大先生の御功績をたたえながら、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

それと、議長にお願いがございます。質問事項の参考資料を町長に届けたいと思いますが。

○議長（外内千里君）

はい、許可します。どうぞ。

[参考資料提出]

○11番（里村忠弘君）

それでは、一般質問に入ります。

平成の時代から令和に移り、新しい時代が災害のない喜界島であってほしいものだと思っております。

1点目の農業振興について。

今期のサトウキビ生産量は、予想もしない不作でありました。平成24年産、25年産には、予約が7万3,000トンに対して搬入実績5万7,600トンでございました。これは、搬入量のランキングで1番目に少ない量であります。2番目が、7万5,000トンに対して搬入実績が5万7,600トンであり、今期が7万2,700トンに対して搬入実績が6万1,000トン余りになり、史上3番目に入る不作でございます。農家の皆さんも予想外のできであったと思います。

農業立島である我が島、基幹産業であるサトウキビ産業ではありますが、機械化一貫体系を進めている現在、ケーンハーベスターでの刈り取りが主導型の農業に移行し、受託者や受益者の取り組みとなってまいりました。町内のサトウキビ圃場は、土地改良事業と先進的なサトウキ

ビ栽培となり、生産量が期待されるところでございますが、生産量を増進する中ではあっても、私の質問の要旨にありますように、（１）のぬかるみ圃場の見直し改善についてお尋ねするものであります。

関連する質問が３点ございますが、担当課、町長におかれましては、一応私のほうの考え方を申し述べてから、一括して御答弁いただければと思っておりますが、排水溝の見直しであります。課長さんもその現場へ行っているとのこと。ありがとうございます。この圃場は、その周辺は、昔から、私が覚えてる範囲の時代から湧水場所であったと。そういうこともありまして、現在は今期の製糖終わりのころには、ハーベスターが２台も刈り取りに入りましたが、車体までつかり、この先は進めないということでのお話でございまして、結局は刈り残りが生じたということでございます。

それに伴う②ですが、その圃場に対して客土は考えられないかということなんです。その畑の脇に排水溝が設置してありますが、畑より排水溝が高くなっており、圃場の水は畑に残ったままになる現状なんです。排水溝の高さまで客土がなされると、これはぬかるみが解消できるのではないかと。私ごとの考え方でございますが。その周辺の改良事業は、あるいはまた昨今事業が進んでおります土層改良事業等で対応できないものかなと。こういう思いが、毎年毎年私の脳裏に走ります。

この圃場につきましては、所有者が志戸桶の方で、耕作者が佐手久の方でございます。それで、過去何回もサトウキビを生産してるわけですが、そのたびに機械化できてるような現状の中では対応できない畑になっていると、地主も、あるいは耕作者も泣き言を言っている状況でございます。そういう思いをこれまでずっと残して、今、写真で拝見できてるように、その圃場が荒れてしまうという状況になって、増進する意図にはマッチしない。そういう話にはかみ合わない。そういう現状でございます。

それで、答弁をいただくわけですが、そういった現状を課長さんが見た見解で、私の質問に対して御答弁いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの里村議員の御質問についてお答えいたします。

私も議員から御指摘がありまして、現場のほうを確認いたしました。この前の製糖時期終盤については、雨も多く、また、その現場の近くには湧水があったりということで、大変刈り取り作業には御苦労されたと理解をしております。

そういうことを踏まえまして、今年度から県の事業であります畑地帯総合整備事業が、佐出久、志戸桶、小野津地区を中心とした喜界島北部地区を対象に実施されます。この事業では、暗渠の埋設、排水路・排水溝の整備、あと、土層改良や、一部では区画整理が行われることとなっております。なお、客土につきましては、現段階では事業の対象外となっております。

また、事業の計画、スケジュールとしましては、これも現段階ですが、今年度中に測量設計を終えまして、来年度中、令和２年度中の着工、令和11年度の事業完了を予定しております。

なお、事業完了には長期間を要することから、水土里サークル事業、いわゆる農地・水の事

業などを活用しまして、側溝・水路の清掃、あと、土砂の撤去等を含めまして排水対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

里村忠弘君。

○11番（里村忠弘君）

私が一般質問中の皆様には御理解できない可能性があります。ただ、何十年と私も農業をして、その周辺には私の畑もございます。昔から、学校時代ですかね、その折に、暑いときにはこの湧水場所に行って、手で水を飲めたところです。毎年毎年水が切れない、そういう場所です。結論として、この湧水場所を完全に途絶えてくださいと、耕作者もその地主もおっしゃってるところです。そういったことの解決策を考えてみれば、現状から見れば排水が高くなり、その圃場が低い。その道路はカーブである。舗装の水の流れが坂になって集まってくる。その排水溝には水が入ってこない。こういう設計のあり方である。これは、残念ですが、設計ミスではないかというふうに思っておる。

客土をしなければ、どうしてもぬかるみというのは取れない。それから、湧水の場所から排水溝が設置してありますが、それも老朽化して、ひび割れして、水が畑の中へ入るという現状が現実であります。そこで、地主さんも役場のほうに何回か行ったようなお話で、きのう、実は聞き取り調査をしたんですが、何とかできませんかというのが地主のお考えでございました。

そういう思いで増進を図る我が喜界町のサトウキビ産業、少しでも御支援いただければと思う中で、個人ではそういったものの対応は少し無理です。とてもじゃないけど、その現場を見ても、写真のように大きな被害が生じるのは毎年毎年、同じ繰り返し、繰り返しがその現場の写真でございます。

地主が都会から帰り、その圃場へサトウキビを植えた後に泣き言を言ってる。幾ら畑でキビを植えても育たないんですよと。育つ方法はありますかと、私に聞いたときに、ぬかるみがあるしねと。排水はどうなってるんだと、農業もまだ十分に把握できてない方でありましたから、じゃ、私が考えてみましょうということに、現在、なったわけでございまして、何とか御支援できる方法はないかなという考えで一般質問に取り入れたわけでございます。

そういう意味で、課長の答弁では、事業が入ってくると。そういう思いを本人にお伝えしますが、できればこの排水溝の見直し、客土の見直し、それから、この湧水を遮断すると、そういう思いをしっかりと受けとめて、この事業に取り組みをお願い申し上げたいと思います。ぜひ該当される事業の内容としてあろうかと思いますが、ぜひ取り組んでいただきたい。そういう思いを、答弁された課長さん、いかが感じてますか。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

今、議員のおっしゃいましたとおり、その状況については、個々の圃場によって違うと思いますが、また今年度までいろいろ調査等を行いますので、その中で今議員がおっしゃいましたことを踏まえて、また検討を進めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

里村忠弘君。

○11番（里村忠弘君）

課長が自信を持って御答弁いたしました。私も期待いたします。それでも、調査をしっかり行っていただき、特段ハードルの高い質問ではないと、私は思っていますので、皆さんのほうでしっかり受けとめていただいて、ぜひ前に進むように御提言を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、屠畜場の施設の改善についてですが、このことについても、議長さん、参考写真がございしますが、お届けしたいと思います。よろしいですか。

○議長（外内千里君）

はい、どうぞ。

[参考資料提出]

○11番（里村忠弘君）

次に、屠畜場の施設の改善についてとなります。

現在と過去を生み出す事態となりましたが、牛や豚、そして、ヤギ、馬、現在はイノシシ、鹿等、屠畜場を利用しなければならない畜産等々があります。私もヤギを飼って15年になりますが、ヤギを食べることとして先を見て毎日餌とりに頑張っております。たまたま屠畜場を利用して屠殺する場面におりました。屠畜法令に沿って運営される中で、屠畜場の使用料を定めております。ヤギ1頭につき2,800円、豚1頭につき3,000円、そして、屠畜検査料が1頭につきヤギが170円、豚が350円かかります。それに解体人の手数料を含めると、ヤギで1頭につき1万970円かかります。そういった料金を必要とするのが町内の随一の場所、食文化を保っている場所、それが現状の姿であることも御承知のとおりですが、昔は、ヤギを屠殺して、食として振る舞い、料理もその地区地区によってさまざまでございます。昔は、場所的に海岸のたまりで屠殺して、皆様方が一堂にお集まり、一席を持つことが楽しみでした。何よりもヤギを食べる、体のためとか、ヤギを食することによって食文化があり、なくてはならない食事情であります。おもてなしのヤギ料理があるわけでございますが、そこで屠畜場の内部、外部を見た後に、これはと思う部分で一般質問に入った事情でございます。

質問事項の2番、屠畜場の施設の改善についてですが、屠畜場外部を見渡す限り、ブロック塀で囲いされております。そこで、屠畜場の内部、外部の見直し改善は考えられないかということです。

①が、屠畜場外部のブロック塀を現状より高くできないかということと、②の屠殺する場所の見直し、改善は考えられないかということと、③屠殺する方法を見直し、電殺する方法はできないかということと、④女性用の簡易トイレでも設置はできないかということと、屠畜場内部の製氷機の修理か新規導入は考えられないか。そういうことなんです。

①から⑤まで、一括して御答弁できましたらお願いいたします。よろしく。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

現在の屠畜場は、昭和47年建設でございまして老朽化しております。過去に建てかえ計画がありました、実現に至らなかった経緯もございます。

対策としまして、建物につきましては、平成28年度に鉄筋コンクリート造部分の補修工事を、平成29年度には木造部分の補強を行っております。これからも当面は、不都合があれば修繕等で対応しながら、既存施設を少しでも長く利用していきたいと考えております。

屠畜場外部のブロック塀のかさ上げにつきましては、老朽化や地震対策から難しいと思われませんが、板塀、生け垣等で対応を検討しております。

屠殺する場所につきましては、保健所、利用者、管理者等と協議していきながら対応していきたいと考えます。

電殺機につきましては、屠殺の主流であると聞いております。家畜の命への敬意も守れることから、導入を検討したいと思います。

女性用の簡易トイレ設置は、利用者と協議しながら検討してまいります。

製氷機故障につきましては、修理を依頼してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

里村忠弘君。

○11番（里村忠弘君）

①番から⑤番まで答弁いただきました。

ちょっと私は写真を拝見させてもらってるわけですが、この中に屠畜場内部の舎ですね。それから、屠殺場、それから、解体場、それから、洗い場と。丸してあるところですが、その順を追ってこれまで経験したところの話をさせていただきます。

屠畜場の外部のブロックの件ですが、なぜ高くできないかというお話でしたが、たまたまでしょうかね、観光バスがその屠畜場の下の道路にとまって、屠畜場のそばを眺めてたらしい。余りにも声がすると。少し残酷なところもあるというお話でした。であれば、高くすればどうだろうかという話でした。

ところが、ブロックというのはいろいろ全国的に事故の多い構造物だというふうに、私なりに理解をするわけですが、何とかあの道路からこの屠畜外部のところに見えないほどの高さができる、ほかの方法でも構いません、生け垣で対応するというところでございますので、少しでも対応できればなと思っております。

それから、屠殺する場所の見直し改善ですが、屠殺する場所が、眺めて真正面のところで屠殺するわけですが、ここに地面が見えますよね。草が生えてますが、この地面に病原菌のものが発生するのは、これは大だと、衛生的ではないと、そういう獣医さんや県の女性の職員の方ですが、そういうお話を聞きました。雨降りはどうなるのか。ぬかるみができて、ヤギを屠殺して、地面で焼却をしたり、焼却した後、この解体場に持ってくる。

問題の質問ですが、この屠殺する場所です。この場所を生コンでも敷いて、そして、ヤギを台の上で焼却する。それが一番望ましいと。そういうお話でございました。そのことは、管理者等々でお話しして解決するものだと思っておりますので、ぜひ取り入れてください。

非常に残酷なことなんですが、言葉を避けます。処理されたヤギは解体場に持ってきて、洗

いながら折半をするわけです。そこで県の職員や保健所の方、あるいは獣医さんが来て、内蔵の検査をします。これは目視ですが、彼らにとっては一目瞭然、内臓が悪いところはすぐチェックして、これを切り取って、持ち帰られません。これは以前、牛のBSE関係で内臓まで持ち帰れない、検査をすぐということの事情がありましたものですから、それはそれで県の職員の先生方が切り取って処分するというので、その内臓は持ち帰られません。そういうことの思いが、この洗い場できれいに洗いながら処理するわけですが、雨が降ったときの対応は、写真がございませんが、入り口のそばでちょっとした焼却する場所がございます。そこでやっているようでございます。そういうところで、本来なら屠畜場内部のコンクリート舎でやればいいと思ったんですが、なかなかそういうわけにもいかないという感じで、雨が降ったときは、どうしようもないときは使っていますという話でした。

一番私が気にするのは、屠殺するときの、過激な発言はできませんが、屠殺する方法をほかの考え方で、電殺をする方法はできないかということなんです、このことについて③、もう一度課長の答弁をもらえませんか。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

屠殺する方法でございますけれども、御提案がありました電殺する方法はできないかということですが、調べましたところ、屠殺の主流で電殺機による屠殺が主流であると聞いておりますので、今後も検討して、導入を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

よろしいですか。里村忠弘君。

○11番（里村忠弘君）

検討するというのでございます。ぜひ取り入れてください。そのことを子供さんや女性の方に直接屠殺する場所を見られたんじゃ、とてもじゃないけどこれは気の毒としか言いようがない。残酷でございます。そういうことで、ぜひ取り入れていただきたい。

それが、たまたま女性の方が3人でしたかね、施設に入ってきました、「トイレはないんですか」という話が出ました。男性ならそこそこで用を済ませるわけですが、女性の場合には、特に今回、県の職員の方が見えたときに、困ったなという話をされていて、処理をしたような感じで、その方は、内臓検査をし、切り取る様子がそのときに見えましたので、これはいかなんかと。トイレがないといかなんかというふうな感じを受けました。そういうことでございます。

いろいろ細かいところがございすけれども、それを言えば何とか、去年でしたかね、1,000万ほどかけてこの屠畜場の舎を整備されたということでありまして、その頭数が多ければ多く混乱してしまっていて、屠殺する場所、セメンでもって台具を敷いて、グレーチングの上でもいいです、その上でさばいてもらおうと。そういう方法が一番きれいじゃないかと。環境的に衛生的にも、そしてまた最後には人間の口に入る食文化、ヤギ、豚、それなりの家畜をここでさばくわけですから、どうか衛生的に、環境をよくしてこの場所を永久に保っていただく。ヤギの食文化として保っていけることをです。できないことはないと思います。未来へ、安

心・安全な食を皆さんにおもてなしする、そういう場所であってほしいなと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと、このように思います。

さっき答弁をもらいましたので、これ以上の質問はありませんが、いずれにしろ、二つともハードルの高い質問ではないと思いますので、ぜひ喜界町のその現場を見て判断していただきたいと。要するに、関係職員と皆さんと協議をして、いい取り計らいをしてもらうことを願って私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（外内千里君）

これで、里村忠弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時半から再開いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時30分

○議長（外内千里君）

時間前ですが、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

観光業の振興についてほか1件、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

○2番（野間弘也君）

休憩前に引き続き、一般質問をさせていただきます。

今回、初めに、観光業の振興について質問いたします。

本町は、平成29年に観光振興計画書をこのように作成しまして、観光振興に取り組んできております。本町の基幹産業は農業ですけれども、これから新たな産業を開拓し、雇用を増やさなければなりません。観光業は、総合的な産業振興、雇用増進につながる可能性を秘めております。また、外貨取得にもなります。観光業の振興は、本町に新たな風を吹かせると考えております。

しかしながら、一時のブームで終わらせないためにも、また、環境問題や治安問題など先を見据えた計画、取り組みをしなければならぬと思います。奄美群島の世界遺産登録が迫る中、本町にも追い風が吹いているのは間違いありません。本町に適した観光振興を行い、問題点を常に考え、解消し、このチャンスを生かし、永久的な産業の一つにしていければと思います。

観光業に取り組む中で、本町としまして最初の課題としてトイレの設置、清掃、それから、案内板の充実が挙げられました。町当局の取り組みで町内のトイレがきれいになった、案内板があり助かるという声が、町民の方、また観光で訪れている皆様から聞かれるようになりました。トイレは、シルバー人材センターや個人の方々に委託し、清掃を行っております。当局の取り組み、土日祝日も清掃を行っていらっしゃる方々に感謝いたします。

そのことから質問をいたします。

(1) トイレ清掃や案内板の設置などが充実してきております。今後、次の課題をもって次の段階の取り組みが必要と考えます。そのことから伺います。①現在抱えている課題は何か、②今後の施策についてハード面、ソフト面での具体策はあるのか、③年間での来島者数や経済

効果など、目標数値をどのように考えているのか、伺います。お願いします。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

野間議員の観光振興について、個別の質問は後ほど担当課長が行いますが、観光に対する基本的な考え方、認識を申し上げます。

喜界町は、従来から農業立島を標榜してまいりましたが、加えて観光にも積極的に取り組むべく、平成29年3月に喜界町観光振興計画を策定し、以来、広報や環境整備に取り組んでまいりました。

昨今、奄美大島半島では、世界自然遺産候補地としての名声や、格安航空会社の就航などにより観光客が大幅に伸びておりますが、喜界島は若干の伸びにとどまっております。

喜界島観光の課題は、航空運賃の高さや宿泊施設の不足が挙げられます。一方では、京都市の例のように、大量の観光客の流入によって市民生活に支障を来す心配も喜界島ではございません。古くから観光地づくりの要諦は、住んでもよい町と言われており、今後ともブームに流されることなく、島の持ち味を守り育てながら、息の長い観光地づくりを目指してまいりたいと考えております。

なお、国連サミットで採択され、我が国でも目指している持続可能な開発目標、SDGsと言うんだそうですが、という考えにも合致するものと考えており、ブームに流されることのない末永くいい島、観光にも住むにもというふうに考えておりまして、じわじわと増えてもらえばいいなと思ってるところです。

以上です。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

野間議員の御質問にお答えをいたします。

まず、現在抱えている課題ですが、観光業では、現在の課題は航空運賃の高さ、それから、宿泊施設の不足、ガイドの不足などが挙げられます。

次に、今後の施策についてですが、ハード面、ソフト面での具体策についてですが、ハード面では、県の魅力ある観光地づくりを利用いたしまして、手久津久集落のガジュマル周辺の整備を行います。ソフト面では、エコツアーガイドの初期段階の研修を今年度も開催していく予定でございます。また、喜界島エコツアーガイド協議会というのがございますけども、そこと連携し、認定のエコツアーガイドの育成を図りながら、利用者に安全で質の高い体験を提供し、地域の環境保全に責任を持つガイドの育成を目指してまいりたいと思います。

次に、3点目の年間での来島者数や経済効果などの目標指数はどのように考えているかについてでございます。観光振興計画の中にもございますけども、平成33年度の目標数値を6万5,000人と設定をしております。経済効果の数値については試算をしてございません。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

最初の①の課題ですけれども、やはり認識は一緒だと思います。航空運賃の高さ、そして、宿泊。ガイド不足という話もありまして、この間お話を聞くと、少しずつ増えてきている傾向にはあるというお話は聞いております。

今現在、奄美群島にお住まいの方は離島割引を使って安い価格で航空路を利用できるようになってますけれども、少し幅が広がりまして、扶養に入っている方にも対応していくというような形で、少しずつ離島割引の普及も含めながら、少しずつ入り込み客数が増えていけばなと思っております。しかしながら、島外から来られる方には少し高目の航空運賃がかかってくる。この解消はもちろん大事なことではあると思いますが、現在、仕方ないというところでありますので、それでも魅力ある町、行ってみたい喜界島ということを売りに、何とか進めていけたらなと思ってるところでございます。

宿泊に関しましては、3月議会で上げられました空き家対策についての条例等もありまして、少しずつこの空き家の活用というのが進んでくればなと思っておりますし、新たな民間企業の方も宿泊施設を整備していくというお話も出ております。今後、町内の企業、また、個人の方が少しずつこの観光客の入れ込みによって、人が入ってきてるぞということになれば、少しずつ新たな事業が始まっていくのではないかなというふうに期待しております。

次に、ハード面、ソフト面の施策の中の具体策の中で、手久津久ガジュマルの整備ということがありましたけれども、記憶は確かじゃないんですけど、28年度ごろから整備を進めていくという話があったと思うんですけど、今現在、少し滞っているように感じるんですけど、今、計画があるということで、今後どのように進んでいくのか、計画があればお答えしていただければと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

御指摘のとおり、以前にも計画をしてございましたけれども、圃場整備の関係とか、土地の関係で若干おくれております。今年度は、県のほうと昨年度から引き続き設計関係の打ち合わせをしておりまして、今年度中には着工ができる見通しになっております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ぜひガジュマルの整備、始まるなと思って喜んで、なかなか進んでないなと思ったんですけど、まだ計画が続行しているということで少し安心をしまして、なかなか喜界島を売りにするときに、ハード面の設備は、共通認識だと思うんですけどもあんまり考えてないという。そのとおりだと思います。しかしながら、ある自然を観光客の方にいい形、いい形というか魅力あるように見せるには、多少なりの整備、少し休憩所をつくったりとか、見せ方があると思

ますので、その大きなハード面の設備ではないですが、魅力をうまく提供できる整備は進めていかなければならないのかなと思いますので、継続的に優先順位をつけながら行っていけばと思っております。

一つありました年間の来島者数の目標数値ですけれども、令和でいきますと令和3年になりますかね、が6万5,000人ということですが、それからもう少し増やしていくのか、ある程度の頭打ちを見て、先ほど町長からもありましたけれども、町民生活に影響のない範囲内の受け入れは非常に大事になってくると思います。その辺の数値の目標とか計画があれば、教えていただければと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

まず数値目標の根拠ですけれども、6万5,000に設定したのは、観光計画を立てた時点はS A A B機でありました。その搭乗率が空路で約56.9%ぐらいありました。それから、A T Rに変わって、そのA T Rでもその搭乗率をキープしていけば6万5,000人はいけるだろうということで、こちらのほうで数値目標を設定してございます。

もちろん宿泊施設のほうもちょっと不足気味でございますので、民間のほうの計画もあるようございますが、私たちは、イベントのときにはイベントの民泊宿泊とか、今、それを保健所のほうと協議をして、来年からマラソンでも始めればなというふうに、検討しているところでございます。目標数値については、今のところ6万5,000ですけれども、それも宿泊施設との絡みということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

6万5,000人ということで、単純に計算をしまして年間365日となると1日178人、もちろん多いとき、少ないときとあると思いますが、それを考えてもやっぱり宿泊施設を300床ぐらいは用意できなければ、なかなかその受け入れが大変になってくると思いますので。もちろん民間企業との連携が必要になってきますので、お互いに情報を共有しながら、少しずつそこを。一番の課題だと思います、宿泊。それを何とか乗り越えていければと思っております。

次に、観光客の受け入れについて伺いたいんですけど、商いと一緒だと思うんですけども、客層をどのように絞っていくか、どういった方に喜界島を見てもらうか、これは非常に大事になってくると思うんですけども、当局のお考えをお伺いしたいんですけども、(2)番、観光客の受け入れについて、①どのような客層をターゲットに考えているのか、②インバウンド、いわゆる外国人の受け入れも視野に入れているのか、伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、客層のターゲットでございますけども、喜界町では、観光計画の中にもございますけども、学術的な価値の高い資源を利用した観光や島内の研究機関を活用した体験型の教育観光、それから、農業体験の受け入れ、集落景観を生かした観光の推進、また、郡内でも利用者の多い島博覧会の充実、それから、島で時間も仕事も忘れ、都会での疲れを癒やすスローライフ観光、これらの方々をターゲットに考えているところであります。

次に、インバウンドの受け入れについてでございますが、喜界町でもインバウンドのその方向で、地域通訳案内士のほうの育成に努めているところでございます。現在、英語が4名、中国が5名の通訳案内士がおります。奄美市以外では、奄美群島内では最多となっております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

受け入れの客層に関しましては、町民の方も恐らく今、課長がおっしゃったような客層を望んでいるのではないかなど、共通認識の中で進めていっているのではないかなどということ、今、認識したところでございます。

また、外国人の方の受け入れも視野に入れながら進めていくというところで、また少しずつ視野を広げながら、観光客の受け入れ、また喜界島のPRが広がっていくのではないかなど期待しております。

その中で、特に、現在、外国のほうではキャッシュレス決済が主流となってきておりまして、日本でもかなり広がってきておりますが、本町においてもこれから外国人の受け入れ、また、観光客の方が多く来島される際には、そこら辺のクレジット決済やスマホ決済など、キャッシュレスの対応も必要になってくると思うんですけど、その辺の検討があれば伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

本町でもクレジットカードのほうは大部分のお店で使えると思います。キャッシュレスについては、今現在、余り大きな店でもまだ入れていないということです。また、新たに入れたいということで検討を進めているところもあるようです。

これにつきましては、経済産業省のほうでキャッシュレス端末の支援というのがございまして、自己負担なしでキャッシュレスの決済端末を入れることができます。これについては、3月ぐらいに商工会のほうで各会員さんのほうには説明が行っているということでございましたので、つけ加えさせていただきます。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

既に準備をしていると。検討しながら、民間の方に情報を提供しながら進めていっている最中だということだと思っておりますけども、やはりすごく大事になってくると思うので、継続的にこ

のキャッシュレスに対応できるような。なかなか年配の方のお店でそれをやってくださいというふうには、簡単にはいかないと思うんですけども、少しずつそういう空気感をつくっていかねばならないのかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、観光客の受け入れを増やす際には、どうしても奄美本土を経由した受け入れが重要になってくると思うんですけども、本町に直接的に鹿児島以外の本土から受け入れるとなれば、空港の整備、また港湾の整備、大きなハード面の整備が重要になってくると思ひます。もちろん議会でも、昨年の議員大会でも要望してはありますが、喜界空港の滑走路延長整備は、要望を上げて諦めずに進めていかねばならないと。政治的なタイミングもあると思ひますが、そこを進めながらも、現時点では奄美群島を経由した観光客の方の受け入れが非常に大事になってくると思ひますが、そこで伺ひます。

本町の航空・船舶便は鹿児島からの便が少なく、観光客の受け入れは奄美本土を経由しなければならぬということ、奄美群島との連携が大事になってくると思ひます。そこで2点伺ひます。①奄美本土を経由する観光客を受け入れるためには航路の充実が必要と思ひますが、どのように考へているのか、②奄美群島と連携したツアーやイベントなどの施策はあるのか、伺ひたいと思ひます。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

まず、奄美本土を経由する観光客の受け入れのための航路の充実ですけども、奄美空港は関東、今、関西は九州ですが、福岡、鹿児島、沖縄との各路線があります。群島のハブ空港というふうには捉えております。奄美空港の発着のLCC効果は喜界島にもあらわれております。空路による喜界島の入り込み客数は右肩上がりですが、徐々に増えております。しかし、まだ奄美路線の搭乗率には若干余裕がありますので、奄美空港を訪れた観光客をいかに喜界町に呼び込むかが課題となっております。

それから、奄美群島と連携したツアーやイベントの施策はあるかについてでございます。先ほどもちらっと申し上げましたが、奄美島博覧会というのが、参加者が非常に好調であります。群島内では、奄美大島に次いで多くなっております。今までは夏と冬という形でありましたが、今年度は1年間を通じてやります。通年で開催されることから、新しい体験型商品の開発や参加団体への呼びかけを喜界島観光物産協会とともに行っていきたくて考えております。

また、当初予算で承認をいただきました観光クーポン券、通称ヨロコビ券とうちで呼んでおりますが、それを利用した体験型の観光、これを喜界島観光物産協会とともにPRしていきたくてというふうには、今、詰めの作業を行っているところでございます。

また、奄美群島との連携については、奄美大島観光客向けの喜界島パンフレットを検討しているところでございます。

あと、また、イベントについてですけども、特別なことは今のところ考へておりません。今までは瀬戸内町と協力をして女子旅とか、そういう企画をしたことがございますけども、今年度は特別なことは考へておりません。ただ、既に既存のイベントの中でも、奄美大島から観光客を呼び込むことができると考へております。例えば夏祭りの花火大会は、非常に近くて迫力

があるということで、観光客からも非常に好評でございます。また、サマーフェスタでの上嘉鉄青年団発祥のオリジナルの「上嘉鉄盆おどり」ですね。中里集落でもやっておりますけども、非常に多くの若者が集まります。あれも呼び込めると思いますし、これらをうまくPRして観光客の取り込みにつなげていきたいと考えております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ありがとうございます。やはり奄美本土を経由するということから、先ほど、最初にもありましたけど、航空運賃の値段の問題等いろいろありますけども、中には奄美群島の方とお話するときに、チャーター便を出してはどうかとか、いろんなお話が出ますけども、どうしても夏場といえど波が荒かったり、天候に左右される部分がありますので、なかなか簡単にはいかないのかなと思います。時間のことも考えれば、やはり航空路を使うのが大事になってくるのではないかなと思います。そこを諦めずに、いろいろ知恵を出しながら、搭乗率を少しでも上げていければなど。そこでの喜界町への来島を増やしていければなどというふうに思うところでございます。

イベントの件に関しまして、やはり喜界島を喜んでもらえる体験を中心に観光客を受け入れるということでございますけども、一つお聞きしたいのは、そのイベント、行事等を島外にいる方に伝えるために、何かPRの仕方、策に取り組んでいるのがあれば伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

現状では、ホームページ、あるいはSNSですね。観光物産協会を通じたSNS発信が主になるかと思います。若者はそういったところを利用することが多い。逆に、高齢者の方はやっぱり雑誌というか、紙面の方が非常に多いということが交流・移住・回帰のアンケートの中でも非常に出ておまして、年齢層に応じたPRの仕方を考えてまいりたいと思います。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ありがとうございます。認識的には非常に一緒なのかなと思いますし、町当局は柱としてこういうふうに進めていってるよという話を町民の方にしてもらって、町民の方がそれを理解して、自分たちにできることを町民の方がやる役割を持って、お互いで連携しながら観光業の振興に努めなければ、一時的なもので終わりますし、なかなか永久的な産業には発展していかないと思っています。

観光業振興は、行政が幹となって、民間が枝になり実をつけていくことが大事だと考えております。実をたくさんつけられるような幹となること、実をつけられる企業や個人が増えてくることを願っております。

本町でも観光業への取り組みを始めている方々が少しずつあらわれております。その中で若くして島で仕事をつくって、島に貢献したいという思いを持って起業されている方も出てきて

おります。その方々が少しでも継続的に実をつけていけるような協力体制をとりながら、時によっては支援をいただきながら、お互いでこの観光業の振興につなげていければなという思いでいますので、また議論させてもらいながら、意見を交わしながら進めていければと思っております。

それでは、済みません、次の2の質問に移ります。

少しざっくりとした問題になってしまっているんですが、行事やイベント、会議の見直しについてですが、本町は、年間を通じて多くの行事、イベントが行われています。もちろん守っていかなければいけない伝統行事や新規に行われるイベントなどさまざま行われていますが、土日はもちろんですが、平日ともに多く開催されるため、一つ一つの取り組みに労力を強いられます。伝統行事など、使命感を持ってしっかり守っていかなければならない行事もありますが、行政、民間が行う行事、イベントを整理し、一つの行事にまとめられることはまとめ、減らすべきことは減らす必要があると考えております。特に、子供たちに負担がかかっているようなお話もありますので、そのことから伺います。

(1) 平日、休日ともに行事が多く、労力を強いられる。民間行事も含めて行事の簡素化を行うべきではないか、伺います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

議員おっしゃった行事の簡素化についてでございますが、これまで町民の皆さんや職員の負担軽減のために、町主催の行事につきましてはできるだけ、今ありましたけれども、まとめて効率的に行うように努めてきたところでございます。例えば今は実施されておりませんが、地域おこし祭りなどがそれに当たると思います。また、時間帯、それから、場所、それから、プログラム等についても柔軟に対応してきてるところでございます。

それから、民間のことをおっしゃいましたけども、民間につきましては、イベントへのかかわり方もさまざまだと思います。参加も含めて必要であるのかそうでないのかは、参加する側がそれぞれで判断すべきだと思いますので、民間のほうでもそういう調整ができればいいのではないかと思います。

イベントにつきましては、地域の活力、町民の生きがいにもつながるものですので、一概に簡素化というのもどうかと思いますが、いずれにしてもそういう負担の声があるということでございますので、町関係のイベントにつきましては再度検証をしてみたいと思います。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

課長の答弁にもありますように、もちろん町民の方が楽しみにしているイベントも多数あると思いますし、簡単に簡素化ともいえない部分はあると思います。

また、民間の方が行ってる行事に対して町がどうのこうのと言うことも、それは違うなというふうに思います。

まず、行政で行ってる行事を見直していただいて、少しでも簡素化でき、また、一つのイベントを大きく、一つのイベントを充実させるような取り組みを行政のほうでもしていただいて、それが少しずつ町民の方、民間の方にも広まって、一緒に連携できる場所は連携をしながらやっついこうというふうになれば、少しでも年間の行事も縮小できるのかなと。で、一つのイベントを大きくできるのではないかなと考えております。ぜひ、まず当局内で話し合いをしていただいて、少しずつその空気感を持っていていただければなと思っております。

今の質問に少し関連しますが、行事やイベントを行う際は、必ず準備段階で会議等を開くと思います。もちろんそのほか、各課内でも、行政内でも多くの会議が開かれてると思います。働き方改革を進める中、多くの会議の効率化、簡素化を行う必要があると思いますが、そのことから伺います。(2)番、形式的な会議にならないための取り組みを行っているのか、伺いたいと思います。

○議長(外内千里君)

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長(吉沢伸一君)

議員おっしゃるように、会議はそれぞれ目的があって開催されるものですので、会議を開催するに当たっては、当然、会議に出席される皆さんには会議の趣旨を御理解いただいて御参加いただくものだと思います。また、事務局でたたき台をつくっておくなど、しっかりと準備をする必要があると思います。会議の必要性も含めて、この機会に全体的に見直しを行い、必要があれば改め、形骸化しないように努めていきたいと思っております。

○議長(外内千里君)

野間弘也君。

○2番(野間弘也君)

やはりイベント等、行事等と一緒にだと思んですけども、さまざまな総会や会議が多く開かれると思いますが、そこをしっかりと見直ししながら、少しでも時間を有意義に使って、町民の方の生活が少しでも楽になっていければと考えているところです。そして、町民の方が日々の生活をゆとりを持って生活できればと思っております。そこを町当局とまた話し合いを持ちながら、こういう議会の場で話として出しながら、町民の方にも考えていただきながら取り組んでいければと思っておりますので、今後、また機会を持ってこのような話をさせてもらえればなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長(外内千里君)

これで、野間弘也君の一般質問を終わります。

続いて、多目的運動公園の整備についてほか2件、榮 優太君の発言を許可します。

榮 優太君。

[榮 優太君登壇]

○1番(榮 優太君)

皆さん、お疲れさまです。野間議員に引き続き、一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、多目的運動公園整備、また、通学路における安全対策についてです。

本町の財政面は重々承知ですが、町民が求める声、子供たちへの夢への投資、子供たちの安心・安全を考えたら必要なものです。その思いを代表して議論させていただきたいと思います。

それでは、通告に沿って質問させていただきます。

大きな1、多目的運動公園の整備について。

(1) 町グラウンドに拡張整備を行い、多目的運動公園はできないか、よろしく願います。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

榮議員の御質問にお答えいたします。

総合グラウンドの拡張整備を行い、多目的運動公園はできないかという質問でございますけれども、それぞれの各自治体においては、総合振興計画に基づいた行政運営の推進に努めているところでございます。我が喜界町においても、5次振興計画に沿って、平成23年度から令和2年まで各課事業の10カ年計画を立てており、それに基づいて事業を進めているところでございます。生涯学習課においても、総合グラウンドについては平成27年3月に幾つかの改修工事を行ったところでございます。このような経緯等を踏まえて、現時点では総合グラウンドの多目的運動公園化は難しいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

現段階では計画はないということなんですけど、今のグラウンドの実情を多分皆さんも御承知だと思うんですけど、毎週サッカーや野球、100の陸上、またゲートボール大会や歩け歩けをする方、年間を通して施設として一番需要がある場所だと思っております。ですが、グラウンドの状態はどうかなというふうに。芝というよりは雑草がところどころ生えてでこぼこ、また、グラウンドがかた過ぎて滑る、足腰に負担が大きい。いつけがをしてもおかしくない環境で練習をしたり、大会をしたりしております。その辺についてどう思いますか。お願いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

先日も、私も野球の大会に声をかけていただきまして、ほぼ雨の中、全ての試合を観戦させていただきましたけれども、中学生が参加しておりまして、当初予定が総合グラウンドでの計画予定だったんですけれども、先ほど議員が御指摘のとおり、グラウンド状態がよくないということで、中学校のほうのグラウンドに変更して、できるところで実施したということでございます。

また、多目的の公園につきましては、郡内で先行して実施している町村もあるようですので、そういったところなどの状況も見ながら、そしてまた、本町のグラウンドの実態等も十分にこ

ちらのほうも把握しながら考えていきたいというふうに思っているところです。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

教育長、ありがとうございます。

やはりグラウンドの状況が悪いと、場所を移さないといけないとか、そういったところもあると思います。今現在、私もグラウンドのほうにちょこちょこ見に行くんですけど、陸上の選手はトラックがないので練習前に行ってグラウンドのトラックの準備。トラックの準備だけでも1時間ぐらいかかるみたいですね。ちゃんとしたグラウンドがあるところは、トラックをつくる必要もなくて1時間みっちり練習ができるものを、グラウンドに行ってトラックづくりに1時間ぐらいかけて、それから練習をします。その辺のところから子供たちはハンディを受けているのかなと私は思ってます。

以前も町長が野球場の話をしてたんですけど、この島のグラウンドや環境でプロ野球選手が3人も出ている。野球選手が3人もいるから、この環境でもなれたんだと。だから、みんななれるんじゃないかというような認識もあると思うんですけど、そんな選手は一握りだと、私は思っております。恵まれたグラウンド、指導者、十分に整った環境であったら、この喜界町もプロ野球選手は3人だけではなく、何十人にもなっていたかもしれません。それこそ日本代表や大谷選手みたいにメジャーリーグの選手になれる選手が生まれるかもしれません。夢が広がるというふうに私は思っております。

私も中学校から親元を離れて鹿児島の方でサッカー選手を夢見てきました。サッカーを通して高校は特待、大学は推薦と、頭はよくなかったですが、サッカーのおかげで進学もできたと、そういうふうに思っております。プロサッカー選手にはなれませんでした。夢を追いかけることによって進学や就職にもつながると感じておりました。

子供たちに夢をつかんでほしい、そういった思いで質問させていただいております。その辺について、町長、共感できないか、少し答弁をもらえますか。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

榮議員の質問にたびたび答えております。

話はそれますが、先般、奄美で、ちょくちょく奄美に合宿に来てるコーチの方が、ホクレンといったかな、できれば喜界島で陸上の練習をしたいと。陸上競技場の上は何公園でしたっけ。あの辺は非常に足腰が丈夫になると。最大の欠点は、食事をちゃんと提供してくれるところがないことだと言っていました。その前は、旧役場のあの辺で、飲食店がありましたが、そこがいろいろ量もボリュームある料理を出してくれた。そこが店を閉めてから、もう喜界島では合宿はできませんと言うんで、要は、施設だけの問題じゃないようですから、今のところ、できれば総合公園の水はけをよくするとか、その辺は経費の問題もありますからあれですが、専用のグラウンドとかそういうものは余り今の中じゃどうかなと、個人的には思ってます。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

町長ありがとうございますとはいたくありません。共感できてないみたいです。まだまだ私も喜界島の子供たちの夢という思いがまだ遠いのかなと感じております。

（2）番目の質問にも関連しますので、（2）番目に移りたいと思いますが、整ったグラウンドであれば意欲向上にもつながる。やる気が出るんです。ふだん練習しない子も練習したくなる。グラウンドがよければ足腰に負担も少ないから練習時間が長くできる。また、質も上がる。ランニングコースでは、足に負担が来ないゴムのような路盤をすることによってお年寄りが安心して歩ける。また、リハビリにもつながると思う。お年寄りの歩く人が増えて健康寿命延伸にもつながるんだと、私は思っております。

それで（2）番目ですが、多目的運動公園をつくることにより、大会や合宿の誘致、ランニングコースでのお年寄りの健康増進、子供から大人まで大勢がコミュニケーションできる施設となり、島の活性化、また経済効果にもつながると思うが、見解をお伺いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

関連する部分もありますので、特に、大会、あるいはまた合宿等の誘致に関連してお答えいたします。

先ほどからあります多目的運動公園を整備することによって、多種の大会、あるいはまた合宿等の誘致に伴う経済効果であったり、また地域の活性化という御指摘かと思えますけれども、そのことも含めて、また、最終的には、先ほどありましたけれども、総合計画のことを出しましたけれども、また、次期総合計画の中で国の事業等を見ながら検討していきたいと思っておりますけれども、現在、大会あるいはまた合宿誘致等につきましては、現有の施設等を利活用して、昨年度は鹿児島工業高校、それから、甲南高校など、高等学校を中心とした働きかけ、訪問して誘致活動を進めてきました。実績として、武岡台高校男子テニス部、鹿児島南高校女子テニス部、奄美市立大川中学校ソフトテニス部、大島北高校女子バレー部に来島していただいたところがございます。当分の間は、現有の条件の中で最大限の誘致活動をしていくことによって、活性化等につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

先ほど言った総合振興計画が令和2年までということなので、そこがちょっとひっかかっているのかなと。計画がもともとなかったから、令和2年までの計画がある中でその中には入っていないからなかなか難しいのかなという解釈なのかなと、ちょっと私も思ってるんですけど、これは通告にないので返事はいいんですけど、27年3月に町の総合グラウンドの改修工事を行

ってお金をかけてるというところで、なかなかお金をかけたところに多目的総合グラウンドをつくってまたお金をかけて改修するとなると、やっぱり町民としても計画性がないとか、いろいろ問題もあるのかなというところもあります。通告にないからそれ以上のことはあれなんですけど、町の総合グラウンドじゃなくて、防災食育センターの横、あそこも今、荒れ地になって、あれでいつ災害が起きて、荒れ地に災害が起きた後に草刈りをするのかなとか、ちょっと僕もいつも思ってるんですけど、今の防災食育センターの横の空き地を少し広げて、グラウンドをつくって、何かあったときにはドクターヘリのヘリポートとか、それこそ災害が起きたときには場所が広いので、みんなでそこに避難できるとか、いろいろとそういうふうに出今の町のグラウンドだけではなくて、ほかにも何か場所があるのかなというふうに思っておりますので、そういうところも今後、その総合振興計画の中に、次に入れてもらえたら。いざ何かそういう補助事業があったとしても、なかなか計画がないと難しいと思いますので、その計画を今のうちに。それが実際にできる、できないは別として、計画はつくってほしいというふうに私は思っております。

与論の例を言いますと、おとし、多目的運動公園ができております。町長もちょうど議員大会があって、サッカーのグラウンドのほうも見てると思いますが、あそこは今、サッカーだけのほんとう、メイン会場みたいのところになって、今年もサッカーの郡大会は与論なんですけど、2年連続郡大会が与論というところで、小学校、中学校、高校と今まではずっと奄美がメイン会場になってたんですけど、小中高、社会人とほとんどがサッカー競技におかれましては与論のほうで大会を開いております。サッカーとなると、やっぱり1チーム当たり社会人であれば11人で、補欠まで入れたら20人、いろんなサポートする人とか監督とか入れたりするとやはり20人以上は来ます。子供たちで言えば、保護者も入っていけば本当に何十人という単位で大会に行きますので、やはり与論に落ちる経済効果というのは相当なものがあると私は思っております。また、プロの選手が合宿に来たりとか、そのプロの選手の追っかけファンが島に入ってきたり、で、島の魅力を感じて移住につながるとか、そういったきっかけもできるんじゃないかと私は思っております。

野球場もそうだし、サッカー場もそうだし、陸上グラウンドにしても、今までにないお金を生む施設になるのかなと、私は思っております。観光で人を呼び、スポーツで人を呼ぶ。皆さんも御承知のとおり、先ほど町長も言いましたが、今、奄美のほうではいろんなスポーツの合宿、大会というよりは合宿に来ているのがほとんどです。私もこの間、あるホテルで大阪の大学陸上チームが合宿に来て、毎週のように陸上、テニス、いろんな競技の学生が合宿に来てということでした。奄美は今、横浜ベイスターズがキャンプに毎年来ておりますので、そのベイスターズのキャンプのファンがやっぱり何百人も島を訪れるとおっしゃっています。プロの選手を間近で見れる奄美の子供たちも本当に幸せだなと。向上心も湧くんじゃないかなと、私も思っております。奄美からプロ野球選手が出るのも遠くはないと、私は確信しております。

先ほども言いましたが、多目的運動公園ができれば、お年寄りの健康寿命を延ばす、子供からお年寄りまでが、大勢と一緒に楽しめる。大会や合宿誘致と、経済効果にもつながる。マイナスは一つもありません。ぜひ早急に計画をつくってほしいと思います。

ちょっと戻りますが、先ほどの t o t o の助成、町単独では難しいのでそういう助成があれ

ば、町長も少し気が変わるのかなというふうに思っておりますが、町長も御存じだと思います。スポーツ t o t o の助成なんですけど、t o t o の助成は、子供からお年寄りまで誰もが身近にスポーツに楽しめる環境整備、国際的競技力向上のための環境整備など、新たなスポーツ振興政策を実施するため、その財源確保のため、助成している。これまで t o t o の助成で、平成14年から始まって約1,671億円助成を行っております。平成30年度は2,044件、271億1,380万円を分配されて助成されてるということです。与論も t o t o の助成と地方創生、またほかにもサッカーのいろんな補助を活用してグラウンドを建てたところなので、ぜひまた計画を先に立ててもらえたら、そういうグラウンド助成がタイミングよく出てきたときには、できるのではないかなと思っております。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

おっしゃることはよくわかります。奄美では、ビッグマリンという宿泊施設があります。一生懸命彼らを中心に、それから、天城もある宿泊施設が一生懸命。与論も既に何とかという宿泊施設がある。どこも、どっちが先かはわかりませんが、施設をつくったところはちゃんと受け皿になる宿泊施設、食事どころがあるところなんです。喜界島は、そっちが先か施設が先は別にして、そこの辺が今までうまくいってるところとの最大の差じゃないかと思っております。どっちが先は別にして、喜界島で合宿なりそういうのをするんだったら、民間の宿泊施設なり受け皿をする一生懸命な人がいないと、つくったままになるんじゃないかというのが、今の私の正直な気持ちです。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

せっかく町長に答弁していただいたんですけど、私は全く反対なんです。宿泊施設、食事をするところ、確かに今のままでは足りないし、来たところで、それこそ今、朝、フェリーが鹿児島島のほうから喜界島に朝5時ぐらいい入港するんですけど、その後の朝食を食べる場所がないとか、お店があいてないとか、そういった面もあります。私もそういうのは感じております。ですが、民間企業としては、どうしても人が入ってくる可能性がないと投資はできないのかなと。そこに投資をするのであれば、行政がそれなりの策を通してそういう多目的なグラウンドにしる、いろんな観光客にしる、人が入ってくる受け皿をつくってくれないと、ちょっと民間はリスクを負って投資というのがまだ難しいのかなというふうに思っておりますので、そこは行政と民間、私たち議会もそうですけど、いろいろとまた知恵を絞りながら、一緒にそのほうは課題解決をしていけたらいいのかなと思っておりますので、またよろしく願います。

この多目的グラウンドについては、これからいろいろとまた町民の方、行政の方なんかといろいろ話をしながら、まだ今回が終わりではなくて、何回か質問していきたいなと思っておりますので、それだけの気持ちがあるということで受けとめていただけたらと思っております。

それでは、2番に進みたいと思います。

公園整備について。

本町には、多くの小規模公園があるが、大型遊具のある公園がありません。子供から大人まで大勢が触れ合いながら、遊具を楽しみながら、子供の基礎体力向上、お年寄りのリハビリになるようなアスレチック遊具が必要だと思いが、整備できないか、よろしくをお願いします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

大型遊具やアスレチック遊具の整備についての質問についてお答えをいたします。

場所的にはいろいろあるかと思いますが、まず、空港臨海地区で言いますと、20年以上が経過しております。そのため、施設の経年劣化がかなり見られます。そのため、昨年度、役場内で総合的な改修に向けた検討委員会を立ち上げたところでございます。また、それに先駆け、平成29年度にはターザンロープの設置やバスケットボール専用のスリー・オン・スリーのコート改修したところでございます。

こういったことから、開園当時の島内環境とか、あるいは利用者のニーズに多少違いが出てきております。今後、広く町民の御意見をお聞きし、これから先の利用者のニーズを把握しながら、安全や景観等に配慮した空港臨海公園全体の構想の中で、高齢者や子供たち、障がい者の方も利用しやすい施設として多様な利用形態を含めた形で総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

今、課長の答弁でもスギラビーチのほうですかね、いろいろと遊具が設けられて、以前に比べたら本当に遊ぶ公園というのはたくさんできて、町民の方からも感謝しておりますということでお声が届いております。

私がなぜこの大型のアスレチックというふう質問したかということ、今現在ある小規模公園では、一家族が公園で遊びたいなというところで行ったところで、遊具が余り少ないものから、一家族あったら移動するんですね。ここはもう人がいるから遊べないなというところで移動したりする、ほかの公園に移ったりする。そういうところで、なかなか町民同士のコミュニケーションがとれないとか、本土から県の職員とか警察とかいろんな世代の家族が来てて、島があんまりわからない、友達も余りいない、そういった方たちもコミュニケーションをとれる場所というのが、やっぱりそういう公園とか、子供を通して遊べる場所でコミュニケーションをとれる場所、また、そういうお年寄りまでが遊具を使ってリハビリしたりとか、体を動かすとか、そういうことをすることによってお年寄り子供たちとのコミュニケーション、関連性も生まれるんじゃないかというふうに思って、私はこの質問をさせていただいております。

以前、私たちが小さいころは、メンハナ公園にアスレチック遊具がありました。遠足になると、毎年メンハナ公園でアスレチック遊具で遊んでた思い出がたくさんあります。その中で、

アスレチックで遊んでた思い出だけじゃなくて、やはりそのときには、ただ遊んでるんだけど、体力がつくんですね。本当にロープを登ったりとか、なるべく落ちないように綱を渡ったりとか、バランスがそれでつくとか、体全体を使って遊びをする。そういった意味では、アスレチックできる公園というのは、本当に子供たちの基礎体力向上とか、自然と身につく一つのものではないかなと思っておりますので、小規模で公園を幾つかつくって分散するよりは、一つは大型の遊具でアスレチックな、滑り台とかじゃなくて、全身を使ってお年寄りから子供までみんなが利用できるような遊具が必要じゃないかなと思っております。

この関係で、遊具でお年寄りが使えるということで、できればリハビリとか健康寿命延伸につながるというふうに思っておりますが、吉行課長、その辺について何か、こういうのがあったら確かにいいのかなと、そういうふうに思わないですか。いいですか。ちょっとむちゃ振りですが。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

榮議員の御質問ですけれども、今現在、高齢者の健康増進ということにつきましては、グラウンドゴルフやゲートボール、そういうところでの環境整備が整っているところでございます。

多目的運動公園とか公園整備がされたら、そちらのほうでの健康増進ということで利用できるとは考えておりますので、そういう計画とかをつくる際には、こちらといたしましては、高齢者の健康増進という視点から提言をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

課長、むちゃ振りを言いましたが、ありがとうございます。課長がおっしゃったように、あれば利用すると。そういう施設があれば、高齢者の寿命を延ばすためにもそういうのを利用していききたいということですので、ぜひ長所を検討して計画を立てていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

それでは、3番の通学路の街灯や安全対策について。

(1)番、全通学路において危険を防止するため、街灯が必要ではないか。また、通学路の安全対策の徹底。いっどこで何が起こるかわからない。危険箇所の整備などが必要ではないか。よろしくお願いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

榮議員の先ほどの質問の運動公園ので、多岐にわたる内容になりまして、町長のほうがお答えするという分もありました。教育委員会のほうから一つだけ申し上げておきたいと思っておりますけれども、夢への投資であったり、また、夢の実現へ生かしたいという熱い思いがありましたけれども、私も子供たちに本物に触れるであるとか、あるいはまたいろんな交流の場や機会を設

けるというのは必要だと考えております。

その中で、次期総合計画というのを申し上げました。その御指摘もありましたけれども、これの背景について一つだけお伝えしておきたいと思っておりますけれども、今、国でいろんな教育改革が実施されておりますけれども、そういった大きなことから始めて、喜界町の教育まで含めて考えると、令和元年、そして、令和2年、振興計画も令和2年までと申し上げましたけど、この2年間に大きな2年間になるというふうに私は考えております。というのは、来年度、再来年度にかけて次期学習指導要領が、小学校、中学校、年次的に完全実施になります。それから、先般の議会でもありましたけれども、教職員の働き方改革というのもしわけております。県においては、県の教育振興基本計画が本年2月に策定されまして、本年度から実施されております。それに伴って、本町では、教育大綱の見直し、それから、教育振興基本計画の見直し等を実施していくこととなります。また、皆さん御存じのとおり、学校再編から9周年、そして10周年を迎えていくこととなります。ですから、ここ1年、2年というのが、喜界町の子供たちの教育において貴重な2年になるのかなど。ですから、そのことも含めて、どういう子供たちを育てていくのかということ、教育委員会としましてもさまざまなお知恵をおかりしながら、知・徳・体含めて本格的に、総合的に考えていきたいと思っております。先ほどの夢への投資というの、またそういった中の一環として、私どもは受けとめていきたいと思っております。

長くなりましたけど、本題といたしましうか、御質問にお答えいたします。

通学路の件でございますけれども、御存じのように最近全国的に子供が犠牲になる交通事故や事件などが相次いで発生し、国においても関係閣僚会議を開くなどの動きが報道されました。

子供の命を守ることは、家庭や学校を初め、地域や大人社会の第一義的な責務であると考えております。

そこで、御質問の件についての街灯の整備、通学時間の車の進入禁止区域やガードレールの設置等についてお答えする前に、現在の通学路の安全対策の取り組み状況等についてお答えいたします。

町内各小中学校においては、通学路の安全点検をもとに、危険箇所には担当職員が安全指導を行ったり、月2回程度保護者が登校指導等を実施したりしております。

また、御指摘のいつどこで何が起こるか分からないことが危惧される中で、子供たちみずからの自分の命は自分で守るという力や態度を育成するために、危険予知トレーニング、KYTといわれますけれども、や、交通安全教室などを実施して、子供たち一人一人の危険予知能力や危険回避能力を身につけさせ、交通事故や防犯等の観点から、事故や事件等の未然防止に取り組んでいるところでございます。

また一方、教育委員会としましては、毎年教育委員会が主催して、喜界幹部派出所、喜界事務所建設係、町建設課、小中学校、教育委員会が一緒になって通学路における合同点検を開催し、危険箇所の点検や情報共有、学校や保護者からの要望や対応、通学路の見直しなどに取り組んでおります。あわせて、スクールガード1名を委嘱し、年間35回の巡回指導や見守り活動、点検個所の確認や報告等を実施しているところでございます。

また、昨年度は、新潟市で発生した7歳の児童が下校途中に殺害されるという事件を受けて、

国がまとめた登下校防犯プランに基づき、通学路の児童生徒の安全確保にかかわる対策協議会を本町で開催し、動く110番、ながら見守りのマグネットステッカーを作成しました。郵便局、あるいは配送業者をお願いしたり、あるいはまた、役場公用車などに張って対策強化や意識の高揚に努めているところがございます。

そこで、もう一つの御質問である街灯、あるいはまた進入禁止区域、ガードレールの設置等についてですけれども、道路状況、あるいは交通事情等によって特に危険度が高いと思われる喜界郵便局周辺の通学路については、現在のところ担当教員が安全指導を行っておりますが、先ほどの関係機関等による合同点検においても、登校時の交通規制等の要望も出ていることから、スクールゾーンの指定の可否、あるいは是非を含めて警察や関係部署及び合同点検の中で協議してまいりたいと考えております。

次に、街灯の整備については、以前にも一部設置した経緯や、町議会でも質問があったようですが、その際にも県との協議や交通量の問題、集落等の関係や町全体をどうするかなどの課題が挙げられました。また、教育委員会としても、先ほどの合同点検においても、現在のところ、特段の要望や意見等は出ていないこと、あるいはまたスクールバスの有効活用なども含めて考慮して、現在のところ街灯の整備は考えていないところがございます。ガードレールについてもほぼ同様でございます。

いずれにしても、地域の宝である子供たちの安全確保については、今後ともさまざまな観点から総合的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

教育長、先ほどの多目的運動公園、公園整備についての一言、これからの喜界町は子供たちが担っていくというか、子供たちがつくっていきますので、その未来ある子供たちに私たち大人が教育を通していろんな面でサポートをして、立派な子供に成長していくためにも、こういったものも必要ではないかと私は思っておりますので、また、いろいろと一緒に検討させていただけたらなと思っております。

通学路の街灯や安全対策についてですが、私も喜界小学校と早町小学校のほうに出向いていろいろと話をしてきました。先ほど教育長がおっしゃったように、通学路の児童生徒の安全確保に係る対策協議会報告、これは昨年、平成30年9月19日に喜界幹部派出所、大島支庁喜界事務所、各小学校代表、喜界町役場、町教育委員などが集まって現場の確認等で危険な場所がないとかそういったところと一緒に回って協議しながら、幕をつくったり、早町小もきちんとやりました。早町小のほうは、徒歩での通学路における危険箇所の現状と要望というところで、危険な場所とか行ったらいけない場所がどこにあって、どういうものがある、工事現場が近くにありますので、重機車両が頻繁に通るからそこには行かないようにしてくださいとか、そういった安全対策にかかわることについて協議を行ってまいりました。

私もなぜこういうふうに質問をしたかということ、やはり教育長もさっきおっしゃったように、事故というのは本当にいつどこで何が起こるかわからないというのが事故だと思います。事故がしたくて事故を起こしてるという人なんかはあんまりいないとは思っております。

先日の大津の事故もありましたが、大津の事故に関しても、直進と右折する車があって、右折が無理やり入ったものだから直進の車に当たって、その直進した車は悪くはないんだけど、その直進した車の子供たちのほうに向かって行って亡くなられたという事故だったんですけど、あれに関しても、本当に保育園側は前後真ん中とちゃんと職員がついて、周辺の見通しもちゃんとして、安全対策はしっかりしてたというお話でした。事故した人もまさかぶつかるとは思ってない。でも、無理やり右折をしてぶつかった。そういった事故で子供たちをあやめてしまったというところだったんですけど、そこが、私は何で事故をしたのかな、どうにか事故を防げなかったのかなというふうにいるいろいろ考えたんですけど、周辺のインタビューに答えてる人の話を聞けば、渋滞するもんだから右折する人は無理やり右折をしていたというところだったんですね。直進も車が多い、右折する人の車も多い。右折する人は後ろに車がいっぱい渋滞してるもんだから、なるべくちょっとでも車の間隔があいたら無理やり右折してたという。ふだんからそういうのが現状だったという。であれば、ぶつかる可能性もあったんだなど。無理やり右折しようとしてる車がふだんからあったと。じゃあ、接触して歩道にいた子供たちに行く可能性もあったんじゃないかと。そうなれば、車が多い時間帯はそこを子供たちはその道は通らないようにするとか、何らかの事故を防げた方法というか、そういうのがあったのかなと私は思って、今回、こういう質問をさせていただきました。

さっきの教育町からおっしゃった喜界町郵便局の前、あそこも車の通りが多いです。幅も狭い。でも、どうしても車は通らないといけないし、通学路であって、子供たちも通学しないといけない。じゃ、こういう安全対策の協議をしておりますが、何らかの方法がないのかなと。全てやって、よし、これで大丈夫だよというのはないと思うんですけど、そこまでできないのかなと私は思って質問しています。例えば、今の車が多い郵便局の前なんですけど、道も狭いので、でも子供たちは歩いて通る。白線のラインをオレンジ色のラインで子供たちが通れるような歩行者専用のラインを引っ張って、そこを子供たちが歩くようにするとか。そうしたら、遠くから見ても、ぱっと道路を見たら歩行者のラインがあるもんだから、ああ、ここは子供たちが通るんだなど、じゃ、そのラインからちょっと離れて渡ろうとか、徐行しようとか、そういったケイシというか、ちょっとここは危険だなと車も理解するのかなとっております。なので、全ての通学路にやれというわけじゃなくて、こうやって安全対策協議会がしっかりあるのであれば、その中で今の歩行者専用のラインを引っ張って、安全面をしっかりするとか、ガードレールができるのであれば、ガードレールをしっかり整えて、そこから子供たちが落ちない、ガードレールがあるから車が突っ込んできてもガードレールで防げて子供たちが大丈夫だったとか。今まで事故がなかったから、これで大丈夫だろうというものもあるかもしれませんが、やはりさっき言ったようにいつどこで事故が起こるかわからないので、大津みたいにどうにかしたら事故が防げたんじゃないかと思えば、何かできると思うので、またその辺も含めて検討していただけたらなと思っております。

私も喜界小学校の校長先生とお話をして、早町小学校では教頭先生とお話をした中でも、やはり子供たちの命、安全を考えたら、これぐらいというわけじゃないけど、本当に必要なものだと思っておりますので、そこだけじゃなくて、やっぱり通学路はいろんな場所があります。そういったところを含めて、またこういう検討協議会でお話をして、事故にならないようにし

てほしいなと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

街灯についてなんですけど、これはおととしの6月議会でも私が一般質問して、県単道路の伊砂坂のほうを質問させていただきました。今は街灯があるけど、暗いから子供たちも視界が見えない、暗いから怖い、もっと明るいをつけてほしいとか、もっと延長してほしいという要望も出しておりました。今回、街灯もですけど、例えば伊実久ガソリンスタンドの百之台の一直線の直線なんですけど、あそこは町道だと思うんですけど、あそこなんか子供たちが下校で夜8時過ぎぐらいかな、部活を終わって自転車で帰るんですけど、どうしてもやっぱり真っ暗。あそこは何もないから真っ暗なんですけど、真っ暗で、直線なので車もまた飛ばすんですよ。その上、雨が降ってればなおさら視界不良で見えなくて、子供たちがそこで自転車に乗ってて、帰ってるというの気づかないとか、そういったところもあります。子供たちは見えてるだろうと思っても、車からしたら雨が降ってたら見えないし、ましてやスピード出してるから簡単にはとまれないし、そういったところも伊実久ガソリンスタンドの前だけじゃなくて、創価学会から荒木のほうに向かってもありますし、子供たちが登下校する通学路というのはしっかり安全対策をしてほしいと思います。街灯がお金がかかるというのであれば、せめて反射鏡とかつけられないかなと思っております。反射鏡があるだけで、車が来たときにはそれに反射して、その周辺は明るいとか、光るので明るく見えるので、せめて反射鏡だけでもその通りにつけてほしいなと思っておりますが、そこも通告にはないんで。街灯が一番必要なんですけど、街灯が難しいのであれば、反射鏡だけでもつけてもらえたらなと思っております。

私が一方的にしゃべったけど、町長、どうですか。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

ごもっともでございますが、例えば高校の女子生徒が暗くなって帰るのは危ないんじゃないかという議論をしてたら、今度、喜界高校の70周年でしたっけ、そのときに寄附を集めてというのもあるんじゃないかという意見もあったりしましたので、何か方法はないか考えてみたいと思いますが、町は、一つつければあっちもこっちもとなるんで、できるだけそういうアイデアを、例えばPTAあたりがつくってくれたらうれしいなと。これは言っていていいかどうか、途中で削除かもしれませんがよろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

町長にお話をしていただいたんですけど、なかなか共通認識が持てないのかなという。いろいろとまた町長ともお話をしながら、今後の課題解決、行政だけに頼るんじゃなくて、保護者なりいろんな方たちを含めてまた検討して行って、子供たちが事故に遭わないように、しっかりと安全対策をできる限りしていただけたらなと思っております。私たち島の宝、子供たちが安心して登下校できる環境整備は、やっぱり早急に必要だと私は思っております。何か起きてからでは遅い。もし事故が起きて学校側、行政が責任はとれませんので。責任はとれても失

われた命は戻ってきません。そうならないよう、しっかり大人が責任を持って安全な環境をつくってあげたいと思っております。全通学路における安全対策をしっかりしてほしいなと思っております。

これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで、榮 優太君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

暫時休憩します。3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

-
- △ 日程第5 承認第1号 平成30年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
 - △ 日程第6 承認第2号 平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
 - △ 日程第7 承認第3号 平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
 - △ 日程第8 承認第4号 平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
 - △ 日程第9 承認第5号 平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
 - △ 日程第10 承認第6号 平成30年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
 - △ 日程第11 承認第7号 平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
 - △ 日程第12 承認第8号 平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
 - △ 日程第13 承認第9号 平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、承認第1号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（6号）の専決処分についてから、日程第13号、承認第9号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（2号）の専決処分について、以上9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第1号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第6号）ほか8件について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第1号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出それぞれ2億7,965万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億845万2,000円とするものでございます。

継続費の変更につきましては、6ページの第2表、継続費補正のとおり、衛生費の廃棄物処理施設整備費の総額及び年割額を増額するものでございます。

繰越明許費の追加及び変更につきましては、7ページの第3表、繰越明許費補正のとおり、追加するものは総務費の台風24号に係る公有施設修繕と、農林水産業費の営農支援センター運営費でございます。また、変更し増額するものは、クリーンセンター台風24号災害修繕料、簡易水道事業特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金、ゴルフ場クラブハウス修繕事業、あゆみ幼稚園災害復旧工事でございます。一方、減額するものは、台風被害廃棄物処理委託料、畑地帯総合整備事業、喜界中部地区委託料、荒木漁港水産基盤機能保全事業、前満盛線改良事業、喜界島港湾港整備事業、農地農業用施設復旧費でございます。

地方債の変更につきましては、8ページの第4表、地方債補正のとおり、事業費確定に伴いまして、過疎対策事業債、辺地対策事業債、災害復旧事業債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債をそれぞれ減額するものでございます。

それでは、2ページから5ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

まず、歳入の増でございますが、2ページをお願いします。

町税3,078万4,000円、使用料及び手数料247万4,000円、3ページの寄附金282万7,000円、諸収入564万5,000円を増額いたしました。

一方、減額でございますが、2ページの交通安全対策特別交付金22万7,000円、分担金及び負担金214万4,000円、国庫支出金3,132万2,000円、県支出金4,556万6,000円、3ページの財産収入320万2,000円、繰入金1億5,552万3,000円、地方債8,370万円を減額いたしました。

歳出でございますが、4ページに行きまして、全て減額でございます。議会費267万3,000円、総務費3,158万9,000円、民生費6,306万8,000円、衛生費3,312万1,000円、農林水産業費8,885万円、5ページの商工費122万3,000円、土木費1,209万2,000円、消防費303万6,000円、教育費4,268万7,000円、公債費131万5,000円を減額いたしました。各種事業等の執行残による減額でございます。

予算の増減のない51ページの災害復旧費についてでございますが、事業の繰り越しによりまして農地・農業用施設復旧費の国庫補助金が翌年度予算として入ることとなり、また、補助率が増加することに伴い、地方債が減額となるため、一般財源へ組み替えしたものでございます。平成30年度に入る予定だった国庫補助金が令和元年度予算となり、その分を一般財源で立てかえた形になります。

次に、承認第2号、平成30年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ1,182万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

10億6,393万6,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ250万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,355万2,000円といたしました。

事業勘定の減額の主な理由は、保険給付費及び保険事業費の減額に伴うものでございます。直営診療施設勘定の減額は、執行残でございます。

次に、承認第3号、平成30年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,954万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,801万8,000円といたしました。減額の主な理由は、保険給付費の介護サービス等諸費が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、承認第4号、平成30年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ12万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,838万3,000円といたしました。後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものでございます。

次に、承認第5号、平成30年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ3,416万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,853万9,000円といたしました。増額の主な理由は、サービス収入の増に伴い、一般会計への繰出金の増額によるものでございます。

次に、承認第6号、平成30年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ51万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107万5,000円といたしました。減額の主な理由は、総務管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第7号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,265万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,987万2,000円といたしました。減額の主な理由は、施設費の執行残によるものでございます。繰越明許費の変更につきましては、4ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、施設費の簡易水道事業を増額するものでございます。地方債の変更につきましては、5ページの第3表、地方債補正のとおり、簡易水道施設整備事業債を減額するものでございます。

次に、承認第8号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ205万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,949万9,000円といたしました。減額の主な理由は、施設管理費の執行残によるものでございます。繰越明許費の追加につきましては、4ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、総務費の農業集落排水事業を追加するものでございます。地方債の変更につきましては、5ページの第3表、地方債補正のとおり、下水道事業債を減額するものでございます。

次に、承認第9号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ539万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,037万3,000円といたしました。減額の主な理由は、一般管理費の執行残によるものでございます。

以上9件について御報告を申し上げますが、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第1号から承認第9号までの9件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号から承認第9号までの専決処分の承認を求める件、9件を一括して採決します。

お諮りします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、平成30年度喜界町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてから、承認第9号、平成30年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてまでの9件は、承認することに決定しました。

△ 日程第14 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第15 承認第11号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第16 承認第12号 喜界町奨学金基金条例の専決処分について

△ 日程第17 承認第13号 喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第14、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第17、承認第13号、喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

承認第10号、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町税条例等の一部を改正する条

例の専決処分ほか3件につきまして、4月1日施行とするための専決処分の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第10号、専決処分について。喜界町税条例、昭和32年喜界町条例第37号等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

提案は、地方税法等の一部を改正する法律、平成31年法律第2号等の公布に伴う改正、固定資産税第3期の納期の改正及び軽自動車税の非課税の範囲の改正を行うものであります。

次に、承認第11号、専決処分について。喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

理由、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正の大綱において、令和元年10月からの消費税引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、地方の安定的な財源を確保しつつ、大幅な見直しが行われました。国民健康保険税における税制改正では、現下の経済動向に鑑み、保険税負担の公平性の確保と、中低所得者層の負担軽減等を図るため、地方税法施行令及び国民健康保険法施行令において、保険税賦課限度額の引き上げ、基礎課税額58万円から61万円への引き上げ及び軽減判定所得の見直し、被保険者数に乗すべき金額が5割軽減の対象世帯は27万5,000円から28万円に、2割軽減の対象世帯は50万円から51万円に引き上げが行われております。今回の税制改正を受け、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

承認第12号、専決処分について。喜界町奨学金基金条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

理由、本町出身の子弟の中で成績優秀にして就学困難であると認められる者に対し、本町出身者等の厚意により寄附された資金をもって構成された一般財団法人喜界育英会が、平成31年3月31日をもって解散いたしました。そのことにより、残有資金の充当及び拡充に向けて、新たに喜界町奨学金基金を設置するものであります。

承認第13号、専決処分について。喜界町介護保険条例、平成12年喜界町条例第11号の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

介護保険制度では、平成27年4月から低所得者の第1号保険料軽減を行っているところでございますが、本年10月から消費税引き上げによる制度改正に伴い、さらなる低所得者の保険料軽減を図るため、本町介護保険条例においても第1段階に属する第1号被保険者の保険料を3万2,900円から2万7,400円に、第2段階に属する第1号被保険者の保険料を5万4,900円から4万5,700円に、第3段階に属する第1号被保険者の保険料を5万4,900円から5万3,000円に、喜界町介護保険条例の一部を改正するものであります。

以上4件について報告を申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第10号から承認第13号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号から承認第13号の専決処分の承認を求める件4件を一括して採決します。

お諮りします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、承認第13号、喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの4件は、承認することに決定しました。

△ 日程第18 報告第3号 介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについて

△ 日程第19 報告第4号 継続費繰越計算書について（一般会計）

△ 日程第20 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

△ 日程第21 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）

△ 日程第22 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）

△ 日程第23 報告第8号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

○議長（外内千里君）

日程第18、報告第3号、介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについてから、日程第23、報告第8号、事故繰越し繰越計算書について（一般会計）まで、以上6件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

報告第3号、専決処分^{（一）}の報告について御説明申し上げます。介護業務の事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されてる事故、1件50万円以下の法律上町の義務に属する損害賠償金の額を定めることにより専決処分したので、同条第2項の規定による報告するものでございます。

報告第4号、平成30年度喜界町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

繰り越した継続事業は、廃棄物処理施設整備費5億3,822万7,000円でございます。

報告第5号、平成30年度喜界町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、資料にございますが、総務費の奄美群島成長戦略推進交付金事業ほか18件で、翌年度繰越額合計は9億3,332万8,000円でございます。

報告第6号、平成30年度喜界町簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、簡易水道事業6,165万7,000円でございます。

次に、報告第7号、平成30年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、農業集落排水事業2,921万5,000円でございます。

報告第8号、平成30年度喜界町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、9月豪雨災害復旧費5,153万8,000円でございます。

以上6件、報告申し上げます。

○議長（外内千里君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第24 同意第2号 固定資産評価員の選任について

○議長（外内千里君）

日程第24、同意第2号、固定資産評価員の選任についての同意を求める件を議題とします。税務課長、岩松利和君の議場からの退場を願います。

[税務課長岩松利和君退場]

○議長（外内千里君）

提出者の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

同意案第2号、固定資産評価員の選任についてお願いいたします。

地方税法第404条第2項の規定により、下記の者を固定資産評価員に選任したいので、議会

の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字湾393番地2、氏名、岩松利和、生年月日、昭和39年7月13日生ま
れでございます。お手元に履歴書を添付してございます。職員の人事異動に伴う選任でござい
ます。ぜひ同意していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これより同意第2号、固定資産評価員の選任についての同意を求める件を採決します。この
採決は起立によって行います。

本件に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、固定資産評価員の選任についての同意を求める件は、同意するこ
とに決定しました。

税務課長、岩松利和君の入場を認めます。

[税務課長岩松利和君入場]

△ 日程第25 議案第27号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について

△ 日程第26 議案第28号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて

△ 日程第27 議案第29号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい
て

○議長（外内千里君）

日程第25、議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程
第27、議案第29号、令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、以
上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）外2件について、提案理由の説

明を申し上げます。

議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ2億1,657万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億7,017万7,000円とするものでございます。地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、一般廃棄物処理整備事業債を減額し、学校教育施設等整備事業債を新たに追加し、過疎地域自立促進特別事業債を増額するものでございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増減について説明申し上げます。

歳入の増でございますが、国庫支出金1億5,938万6,000円、県支出金392万7,000円、諸収入5,830万円、町債5,000万円を増額するものでございます。

減額するものは、繰入金5,503万6,000円でございます。

次に歳出でございますが、3ページに行きまして、全て増額です。総務費7,997万5,000円、民生費839万3,000円、農林水産業費486万4,000円、商工費334万5,000円、教育費1億2,000万円を増額するものでございます。

次に、歳入歳出の各項目の主な増減について説明申し上げます。

歳入の増額についてでございますが、7ページをお願いします。国庫支出金の民生費国庫負担金419万6,000円、衛生費国庫補助金4,151万9,000円、教育費国庫補助金3,003万7,000円、総務費国庫補助金1,930万9,000円、災害復旧事業費国庫補助金6,432万5,000円、県支出金の民生費負担金209万8,000円、総務費県補助金182万9,000円、8ページの諸収入の雑入5,830万円、町債の過疎対策事業債5,000万円を増額するものでございます。

一方、減額でございますが、7ページに戻りまして、繰入金の財政調整基金繰入金5,503万6,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の増額でございますが、9ページをお願いします。総務費の総務管理費7,997万5,000円、10ページ、民生費の社会福祉費839万3,000円、農林水産業費の農業費486万4,000円、商工費の商工費334万5,000円、11ページの教育費の中学校費1億2,000万円を増額するものでございます。10ページの衛生費の清掃費は、財源の組み替えで増減はございません。

次に、議案第28号、令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,064万6,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、医療用消耗機材費の増額によるものでございます。

次に、議案第29号、令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、予算の増減はなく、歳入歳出予算の総額は9億4,347万9,000円でございます。

補正の主な理由は、介護保険料の減額に伴う繰入金の増額でございます。

以上、御説明申し上げましたが、審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第29号、令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第28 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第28、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正により、平成31年4月1日施行ですが、災害援護資金の貸し付けについて、保証人の有無を含め、貸付利率3%以内で市町村が条例で定めることとなり、償還方法に月賦が追加されたことから、条例の規定を整備するものでございます。また、あわせて条例全体の字句整理及び引用法令等の条項整理等を行うものでございます。

以上、説明いたしました。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第29 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について

○議長（外内千里君）

日程第29、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月10日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時35分

令和元年第 2 回喜界町議会定例会

令和元年 6 月 10 日

(第 2 日)

令和元年第2回喜界町議会定例会

令和元年6月10日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第27号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第28号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第29号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第5 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について
- 日程第6 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
税 務 課 長	岩松 利和君	保健福祉課長	吉行 進君
農業振興課長	武藤 裕和君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	喜界分署長	松元 秀雄君
行政管理監	中村 幸雄君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第27号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第1、議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

各委員長の報告を求めます。初めに総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

おはようございます。報告いたします。

去る6月3日、本会議において当総務文教常任委員会に付託されました議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の当委員会分について審査が終了しましたので、その経緯と結果について報告いたします。

当委員会は6月5日、委員全員出席のもと開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては主管課長の出席を求め、審査いたしました。

補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,657万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億7,017万7,000円とするものであります。

それでは、各所管分について申し上げます。

総務課所管分について、予算書は7ページ、歳入の主なものは、繰入金の財政調整基金繰入金5,503万6,000円の減額です。雑入の一般コミュニティ助成事業250万円の増額です。

次に、予算書は9ページ、歳出の主なものは、総務管理費の諸費負担金補助及び交付金250万円の増額は一般コミュニティ助成事業補助金で、志戸桶東部地区分で備品の購入費であります。

次に、質疑の主なものについて報告いたします。財政調整基金繰入金の戻しは、災害復旧事業費国庫補助金等の歳入との調整のためとの説明であったが、平成29年度災害復旧事業（過年度債）補助金6,432万5,000円の根拠についての質疑に激甚災害として指定を受けての補助金がありますが、今回の繰入金の戻しについては予算の歳入と歳出を全体的に見比べての措置であります。一般コミュニティ助成事業の今年度の件数は1件ですかの質疑に、1件であります。平成24年度からの事業で各年度1から3集落です。集落からの申請事業ですが、予算の範囲内で抽選となります。

次に、企画観光課所管分について申し上げます。予算書は7ページ、歳入の主なものは、総務費国庫補助金1,930万9,000円の増額は、プレミアムつき商品券1,340万円、プレミアムつき商品券事務費補助金590万9,000円であります。これは、低所得者や子育て世帯、0歳から3歳児が対象であります。総務費県補助金182万9,000円の増額は、喜界馬プロジェクト補助金107万9,000円と移住支援事業補助金75万円であります。国と県から4分の3の補助金であります。

次に、予算書は8ページ、雑入の町イチ！村イチ！の出展助成金50万円の増額は、県の町村会からの助成金であります。都市部と地域をスポーツで結ぶ関係拡大事業助成金170万円の増額は、地域活性化からの助成金であります。プレミアムつき商品券購入5,360万円の増額は、一般の方が購入するプレミアムつき商品券であります。

次に、予算書は9ページ、歳出の主なものは、企画費の負担金補助及び交付金165万3,000円の増額は、テレビ共同受信施設大規模改修工事で、浦原集落分であります。地方創生関連事業291万3,000円の増額は、報償費6万円は謝金で、調教師分1万円の6回分であります。普通旅費72万8,000円は、調教師分と観光牧場視察分及び保存会分であります。需用費13万円は、消耗品費10万円は馬具購入費、医療材料費30万円はワクチン代です。使用料及び賃借料2万5,000円はレンタカー代です。原材料費30万円は看板代、備品購入費67万円は鞍の購入17万円、喜界馬購入費50万円で、トカラ馬購入費であります。負担金補助及び交付金100万円は、移住支援事業負担金です。国が進める事業で、首都圏から地方への移住者への補助金で、国2分の1、県4分の1、町4分の1であります。5年間の継続事業で、3年未満で帰ると全額返納の条件があります。プレミアムつき商品券事業費7,290万9,000円の増額は、10月からの消費税引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯（0歳から3歳半児）へ消費に与える影響を緩和する目的で、プレミアムつき商品券の販売を行う市町村に対して財政の支援を行うものであります。職員手当10万円は時間外勤務手当です。賃金243万6,000円は事務備人料で、事務職員1人分です。旅費10万3,000円は、普通旅費で説明会分です。需用費157万8,000円は消耗品費12万円で、窓あき封筒、偽造防止用紙等であります。印刷製本費145万8,000円は、商品券の印刷代です。役務費49万2,000円は、通信運搬費で切手代であります。負担金補助及び交付金6,820万円はプレミアムつき商品券発行補助金6,700万円で、各商店への換金分です。プレミアムつきシステム改修費は、120万円であります。

次に、予算書は10ページ。観光費の258万円の増額は、都市部の顧客ニーズを理解し運動意識の高いターゲットを多く抱えるフィットネスクラブと連携したイベントを通じ、関係人口の増加や地域経済の活性化、受け入れ体制の構築を目指すものであります。報償費の謝礼金10万円は、イベント講師分です。旅費の普通旅費38万3,000円は、講師旅費、打ち合せ旅費です。需用費の34万円は消耗品費20万円、印刷製本費14万円はチラシ印刷です。役務費の40万円は、手数料10万円、喜界島観光物産協会事務手数料、広告料25万円は、新聞その他広告料。保険料5万円はイベント保険料です。委託料の50万円はイベント開催委託料で、フィットネスクラブ委託料です。備品購入費85万7,000円は芝刈り機購入費で、百之台公園分であります。

次に、予算書は11ページ。観光宣伝事業費76万5,000円の増額は、町イチ！村イチ！の出展助成金で、東京有楽町の国際フォーラムで開催されるイベントに参加することで、特産品の販売、郷土芸能の披露等を通じて、町村の魅力や自慢の一品を首都圏の住民に幅広く認知していただくことで、特産品の購入や町村との交流等による関係人口拡大、観光体験プログラム等による交流人口の拡大を図り、町村にさらなる活性化を目指すことを目的としております。旅費64万5,000円は普通旅費で、出展説明会、出展参加旅費です。需用費2万円は消耗品費で、出展にかかわる消耗品費です。役務費10万円は通信運搬費で、出展費送料であります。

次に、主な質疑について申し上げます。プレミアムつき商品券の対象者は何人ですかの質疑

に、2,680人で低所得者及び子育て世帯、0歳から3歳半までであります。低所得者の基準はの質疑に、非課税世帯であります。

国際フォーラムで開催されるイベント主催者と日程についての質疑に、全国町村会で、日程は11月30日と12月1日であります。企画観光課職員が同行する予定であります。

喜界馬の今後の計画についての質疑に、馬専用の担当従業員を雇い、鞍のつけ方から調教の仕方を学んでもらい、観光につなげたり、アニマルセラピーへの活用、早町小学校と連携して観光と教育と障がい者への支援に生かしていきたい。頭数は増やしたいので、雌1頭を導入予定であります。

プレミアムつき商品券は1人2万円で2万5,000円分の商品券が買えます。一旦、お金を支払って、商品券を買ってもらうのがネックであります。差額分を支給することはできないかの質疑に、そのほうが事務的には簡単ですが、今回は支援策の方法がいろいろあり、商品券の形となりました。

次に、教育委員会総務課所管分について申し上げます。予算書は7ページ、歳入の主なものは、教育費国庫補助金の中学校費補助金3,003万7,000円の増額は、学校施設環境改善交付金であります。

次に、予算書は8ページ、過疎対策事業債の学校教育施設整備事業債8,990万円の増額は、喜界中学校大規模改修工事事業分です。

次に、予算書は11ページ、歳出の主なものは、学校建設費1億2,000万円の増額は、委託料1,000万円、管理委託料です。工事請負費1億1,000万円は喜界中施設改修工事であります。

次に、主な質疑について申し上げます。大規模改修の内容についての質疑に、1、2年生の東門の校舎で昭和61年建設であり、老朽化に伴い、長寿命化を図るため、大規模な改修が必要なためであります。工事中の授業についての質疑に、3年生の校舎の特別教室を使いながら、改修工事については1階と2階、別工程で行います。工事の騒音は避けられないと思うが、工期はいつまでかの質疑に、今年度末の改修完了予定であります。クーラー設置についての質疑に、3年生校舎から順次取りつけていきます。小学校は来年以降になります。業者についての質疑に、島内業者でリース方式を予定しております。

以上で、審査を終了し、当委員会は討論なく、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

続いて産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。総務文教委員長に引き続き、報告申し上げます。産業福祉常任委員会委員長報告を申し上げます。

令和元年第2回定例会において、当委員会に付託されました議案第27号から議案第30号までは、本会議において町長より説明を受けましたが、さらに詳細な審議を必要とするため、全委員出席のもと委員会を開催し、審査期間を6月5日の1日間と定め、担当課長の出席を求めて、

審議を慎重に行ったところであります。その審査が終了いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第27号、令和元年喜界町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,657万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億7,017万7,000円とするものであります。各所管分の歳入歳出について、主なものを申し上げます。

農業振興課所管分について。歳入は7ページ、款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の8災害復旧事業費国庫補助金、平成29年度災害復旧事業、これは過年債であります補助金です。6,432万5,000円を新たに計上するものです。

農業振興課の歳入は以上であります。歳出は10ページ、款の5農林水産業費、項の1農業費、目11農業振興費、13委託料196万7,000円の増は、昨年度の台風被害に基づく被災ごみ、主に牛舎やビニールハウス等の運搬のための処理費用であります。15の工事請負費289万7,000円の増は、昨年度の台風被害を受けた百之台牧場の旧牛舎と倉庫とが飛ばされましての解体工事費用であります。

次に、主な質疑について申し上げます。1点目、年度末時期に工事請負の現場から繰り越しをすることを希望しているとの声があり、相談したことがありましたが、補助事業は繰り越しできないと前担当課長から伺っていたがとの質疑に対しまして、工事の内容にもよりますが、災害復旧工事は単年度での完了ができないこともあり、繰り越しをすることもありますとの答弁でありました。

2点目、仮置き場にあるごみは、農業振興課に当たるごみと考えてよろしいでしょうか。また、いつごろまでに処理しますかに対しまして、はい、牛舎とかビニールハウス等の資材等です。ほかは屋根とかハウスのパイプとかであります。台風到来シーズンまでには完了するよう伝えてありますとのことであります。遅くとも8月上旬までには完了する予定です。また、島内の業者ですかに対し、島内の事業所です。

4点目、一般財源から支出することになっていますが、補助対象事業にはならなかったのでしょうかとの問いに対しましては、委員会では確認しますと持ち帰り、その後、同日のうちに対象事業がないとの回答がありました。

次に、住民課所管分について申し上げます。歳入は7ページ、款の14、項の2国庫補助金、目の2衛生国庫補助金。これは、内示に伴う一般廃棄物焼却施設整備交付金4,151万9,000円の増額補正であります。

歳入は8ページ、款の21町債、項の1町債、目の2過疎対策事業債、交付金の歳入にあわせまして、町債の焼却処理施設整備事業4,150万円を減額しております。

歳出は10ページ、款の4衛生費、項の2清掃費、目の3廃棄物処理施設整備費、交付金の内示変更及び町債の変更に伴う財源の組み替えであります。

次に、保健福祉課所管分について申し上げます。歳入は7ページ、款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金。低所得者保険料軽減負担金419万6,000円、これはさきに承認いただいた喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分に係る介護保険料の一部改正に基づき、減収となる介護保険条例特別会計の介護保険料分を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担するものであります。歳出に介護保険特別会計を繰り出すものであ

ります。

同じく歳入は7ページ、款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金、低所得者保険料軽減負担金209万8,000円です。

歳出は10ページ、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費繰出金、介護保険特別会計繰出金839万3,000円であります。繰出金につきましては、特別会計で御説明申し上げます。

以上で審査を終了しまして、ほかに質疑、討論はなく、採決に入りました。

異議なしと認め、議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第28号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第3 議案第29号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第4 議案第30号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第2、議案第28号、令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第4、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

御報告申し上げます。

ではこれより、特別会計について申し上げます。

議案第28号から第29号まで、また条例審査の第30号までを一括して御報告申し上げます。

令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,064万6,000円とするものであります。

歳入は6ページ、款の1診療収入、項の2外来収入、目の2社会保険診療報酬収入445万円、目の4一部負担金収入、患者さんの負担分5万円です。

歳出は7ページ、款の2医業費、項の1医業費、目の2医療用消耗機材費、医薬材料費450万円。これはC型肝炎の治療薬ハーボニーという薬で、特定の方に12週間という一定期間のみ処方することになります。診療所のドクターの診察所見をもとに、専門の医療機関への紹介を行い、診療所における治療を進める協議の上で判断しておりますとのことであります。

次に、議案第29号、介護保険について申し上げます。

令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額を9億4,347万9,000円とするものであります。

歳入は4ページ、款の1介護保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料839万3,000円の減額です。款の1繰入金、項の1一般会計繰入金、目の4低所得者保険料軽減繰入金839万3,000円の増額です。

今回の補正では専決による一部改正条例及び一般会計でも御説明いたしましたとおり、歳入保険料減額分への国、県、町の負担金。繰り入れによる歳入財源の組み替えとなるものであります。

以上で審査を終了し、ほかに質疑、討論なく、採決に入りました。

異議なしと認め、議案第28号、議案第29号は、全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定しました。

引き続き、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

条例の4ページからの新旧対照表をお目通しください。今回の改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法の施行令の改正によるもので、災害援護資金の貸し付けについて、保証人の有無を含め、貸し付け利率が年3%以内で、市町村が条例で定めることとなったことに伴うものであります。また、償還方法に月賦が追加されたためであります。それにあわせて、本条例全体の字句の整理を行ったものであります。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するものであります。

参考質疑といたしまして、台風災害やその他の被害も対象になるのかに対しまして、これは災害救助法適用が前提になっているとのことであります。

2点目、これまで町が貸し付けしておりました案件は、現状はどのようになっているかに対しましては、平成31年度で全て回収したとの報告でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号から議案第30号について採決します。

お諮りします。委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第28号から議案第30号までは、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号、令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第30号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について

○議長（外内千里君）

日程第5、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長 榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。去る6月3日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は6月5日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査をいたしました。

陳情者は、喜界町中里119の1、茶屋道裕三氏であります。

陳情の内容は、教材研究や授業準備の時間を十分に確保するために教職員定数改善の施策や、複式学級の解消に向けての国の定数基準を改めるよう措置を講じること。教育の機会の均等、水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合の2分の1の復元を求めるものであります。

各委員の意見は、子供の教育環境の充実につながるもので必要であるとのことで、当委員会では陳情第5号の願意は妥当であると認め、討論なく、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第5号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択されました。

△ 日程第6 発委第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（外内千里君）

日程第6、発委第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について、総務文教常任委員長より提出されていますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については提出者の趣旨説明は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続きにつきましては一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第7 議員派遣の件について

○議長（外内千里君）

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日日程等の変更があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

△ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（外内千里君）

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第2回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしています。なかでも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源を保証し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では40人を超える学級活動などが常態化しているため、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保証するため、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消にむけて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年6月10日
鹿児島県喜界町議会
議長 外内 千里

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 伊 達 忠 一 殿
財務大臣 麻 生 太 郎 殿
総務大臣 石 田 真 敏 殿
文部科学大臣 柴 山 昌 彦 殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第27号 陳情第5号	令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について
産業福祉 常任委員会	議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号	令和元年度喜界町一般会計補正予算（第1号）について 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年第 1 回喜界町議会臨時会

令和元年 7 月臨時会

令和元年第1回喜界町議会臨時会会期日程

7月5日開会～7月5日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
7	5	金	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

令和元年第 1 回喜界町議会臨時会

令和元年 7 月 5 日

(第 1 日)

令和元年第1回喜界町議会臨時会

令和元年7月5日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 29災農地・農業用施設災害復旧工事29-1工区の工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 議案第32号 平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第33号 平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約の締結について

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
9番	生駒 弘君	10番	安田 英次郎君
11番	里村 忠弘君	12番	上間 一寛君
13番	外内 千里君		

1. 欠席議員（1名）

8番 榮 哲治君

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
税 務 課 長	岩松 利和君	保 健 福 祉 課 長	吉行 進君
農業振興課長	武藤 裕和君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	喜界分署長	松元 秀雄君

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年第1回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、安田英次郎君及び里村忠弘君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第31号 29災農地・農業用施設災害復旧工事29-1工区の工事請負変更契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第3、議案第31号、29災農地・農業用施設災害復旧工事29-1工区の工事請負変更の契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。議案第31号、29災農地・農業用施設災害復旧工事29-1工区の工事請負変更契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容。1、契約の目的、29災農地農業用施設災害復旧工事29-1工区。2、当初の契約金額、一金5,832万円。今回変更契約額、増額の3,170万3,000円。契約の相手方、鹿児島県

大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜。

変更理由といたしましては、現場条件の変更による工法の変更と、昨年度の台風により新たに被災を受けたため、その追加工事による契約金額増額の変更でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号について採決します。

お諮りします。本案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、29災農地・農業用施設災害復旧工事29-1工区の工事請負変更契約の締結については可決されました。

△ 日程第4 議案第32号 平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第4、議案第32号、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第32号、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負契約の締結についてでございますが、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容。1、契約の目的、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。指名業者、峰山建設、中村建設、前田建設、竹山建設、村上建設の5業者。契約金額、一金1億230万円。契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

今回の工事は、昭和61年に建築され老朽化の進んでいる喜界中学校1・2年生校舎の長寿命化を図るとともに、教育環境の改善を図ることを目的とした改修を行います。工事内容といたしましては、外壁及び内装の改修工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。

なお、工期につきましては、令和2年2月25日を予定しているところでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号について採決します。

お諮りします。

本案を可決することに御意義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第5 議案第33号 平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第5、議案第33号、平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第33号、平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約の締結についてでございますが、平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約。契約の方法、指名競争入札。指名業者、峰山建設、中村建設、前田建設、竹山建設、村上建設の5業者。契約金額は一金1億197万円。契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

工事内容は湾都跡団地G棟の新築工事で、木造総面積277.85平方メートル、内訳が、1階1DK1戸36.1平米、2DK54.15平米の2戸、2階が3DK66.725平米の2戸です。

なお、工期につきましては令和2年1月31日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしく願いたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、平成31年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地G棟）の工事請負契約の締結については可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第1回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____